

令和 2 年 第 1 回

芦北町議会 3 月定例会会議録

開会 令和 2 年 3 月 2 日

閉会 令和 2 年 3 月 13 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

令和 2 年第 1 回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
3・2	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 令和２年度施政方針と予算大綱説明 議案審議 議案の委員会付託 委員会審査 （令和２年度芦北町一般会計予算（歳入）の連合審査会）
3	火	委員会審査 総 務（企画財政課、議会事務局） 文教厚生（教育課、福祉課、健康増進課）
4	水	委員会審査 総 務（総務課、税務課、会計室） 建設経済（現地調査、建設課、農林水産課）
5	木	休 会（議事整理）
6	金	委員会審査 建設経済（商工観光課、上下水道課） 文教厚生（生涯学習課、住民生活課）
7	土	休 日
8	日	休 日
9	月	休 会（議事整理）
10	火	休 会（議事整理）
11	水	休 会（議事整理）
12	木	本会議 一般質問
13	金	本会議（最終日） 議案審議（委員長報告） 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（3月2日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	5
4 説明のため出席した者の職氏名	5
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	8
第1 会議録署名議員の指名	8
第2 会期の決定について	8
第3 諸報告	8
議長諸般の報告	8
行政報告	8
第4 議案第1号 令和元年度芦北町一般会計補正予算（第5号）	8
第5 議案第2号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 （第4号）	14
第6 令和2年度施政方針と予算大綱説明 （一括議題＝日程第7から日程第17まで）	15
第7 議案第3号 令和2年度芦北町一般会計予算	24
第8 議案第4号 令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	24
第9 議案第5号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計予算	24
第10 議案第6号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	24
第11 議案第7号 令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	24
第12 議案第8号 令和2年度芦北町有温泉事業特別会計予算	24
第13 議案第9号 令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	24
第14 議案第10号 令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	24
第15 議案第11号 令和2年度芦北町水道事業会計予算	24
第16 議案第12号 芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制 定について	24
第17 議案第13号 芦北町学校教育施設整備基金条例の制定について	24
第18 議案第14号 芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条 例の制定について	26
第19 議案第15号 芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	27

第20	議案第16号	芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……	28
第21	議案第17号	芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制 定について ……	29
(一括議題＝日程第22から日程第26まで)			
第22	議案第18号	芦北町営温泉センター条例の一部を改正する条例の制定 について ……	30
第23	議案第19号	芦北町営湯浦温泉観光センター条例の一部を改正する条 例の制定について ……	30
第24	議案第20号	芦北町吉尾温泉公衆浴場条例の一部を改正する条例の制 定について ……	30
第25	議案第21号	芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定につ いて ……	30
第26	議案第22号	芦北町大野温泉センター条例の一部を改正する条例の制 定について ……	30
第27	議案第23号	芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ いて ……	34
第28	議案第24号	芦北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 の制定について ……	35
第29	議案第25号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例の制定について ……	36
第30	議案第26号	芦北町立幼稚園条例を廃止する条例の制定について ……	37
第31	議案第27号	芦北町社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定に ついて ……	38
第32	議案第28号	芦北町新町建設計画の変更を定めることについて ……	39
第33	議案第29号	財産の無償貸付けについて ……	40
第34	議案第30号	財産の取得について ……	41
7	散 会		42

第2号(3月12日)

頁

1	議事日程 ……	45
2	出席議員氏名 ……	45
3	欠席議員氏名 ……	45

4	説明のため出席した者の職氏名	45
5	事務局職員出席者	45
6	開会 開議	49
	第1 一般質問	49
	(1) 坂本登議員第1回目一般質問	49
	○竹崎町長答弁	51
	○岩田教育長答弁	51
	○田中健康増進課長答弁	52
	○川尾企画財政課長答弁	52
	○櫻井総務課長答弁	53
	○鎌倉建設課長答弁	54
	○内田福祉課長答弁	54
	(2) 坂本登議員第2回目一般質問	55
	○竹崎町長答弁	55
	(3) 坂本登議員第3回目一般質問	55
	○白坂教育課長答弁	56
	(4) 坂本登議員第4回目一般質問	56
	○岩田教育長答弁	57
	(5) 坂本登議員第5回目一般質問	57
	○福井生涯学習課長答弁	57
	(6) 坂本登議員第6回目一般質問	58
	○福井生涯学習課長答弁	58
	(7) 坂本登議員第7回目一般質問	58
	○竹崎町長答弁	59
	(8) 坂本登議員第8回目一般質問	60
	○鎌倉建設課長答弁	61
	(9) 坂本登議員第9回目一般質問	61
	○櫻井総務課長答弁	62
	(10) 坂本登議員第10回目一般質問	62
7	散 会	62

第3号（3月13日）

頁

1	議事日程	65
2	出席議員氏名	65

3	欠席議員氏名	66
4	説明のため出席した者の職氏名	66
5	事務局職員出席者	66
6	開会 開議	68
	(一括議題＝日程第1から日程第11まで)	
第1	議案第3号 令和2年度芦北町一般会計予算	68
第2	議案第4号 令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	68
第3	議案第5号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計予算	68
第4	議案第6号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	68
第5	議案第7号 令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	68
第6	議案第8号 令和2年度芦北町有温泉事業特別会計予算	68
第7	議案第9号 令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	68
第8	議案第10号 令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	68
第9	議案第11号 令和2年度芦北町水道事業会計予算	68
第10	議案第12号 芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について	68
第11	議案第13号 芦北町学校教育施設整備基金条例の制定について	68
第12	議員派遣の件	86
	(一括議題＝日程第13から日程第17まで)	
第13	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出	87
第14	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出	87
第15	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	87
第16	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	87
第17	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	87
	追加日程	
第1	発議第1号 町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会設置の決議について	87
7	閉会	90

令和２年第１回芦北町議会定例会議事日程（第１号）

令和２年３月２日

午前１０時 開会

於 議 場

１ 議事日程

開会宣告

第 １ 会議録署名議員の指名

第 ２ 会期の決定について

第 ３ 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第 ４ 議案第 １号 令和元年度芦北町一般会計補正予算（第５号）

第 ５ 議案第 ２号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

第 ６ 令和２年度施政方針と予算大綱説明

（一括議題＝日程第７から日程第１７まで）

第 ７ 議案第 ３号 令和２年度芦北町一般会計予算

第 ８ 議案第 ４号 令和２年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

第 ９ 議案第 ５号 令和２年度芦北町介護保険事業特別会計予算

第１０ 議案第 ６号 令和２年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算

第１１ 議案第 ７号 令和２年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算

第１２ 議案第 ８号 令和２年度芦北町有温泉事業特別会計予算

第１３ 議案第 ９号 令和２年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算

第１４ 議案第１０号 令和２年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算

第１５ 議案第１１号 令和２年度芦北町水道事業会計予算

第１６ 議案第１２号 芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について

第１７ 議案第１３号 芦北町学校教育施設整備基金条例の制定について

第１８ 議案第１４号 芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第１９ 議案第１５号 芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第２０ 議案第１６号 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 1 議案第 1 7 号 芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(一括議題＝日程第 2 2 から日程第 2 6 まで)

第 2 2 議案第 1 8 号 芦北町営温泉センター条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 3 議案第 1 9 号 芦北町営湯浦温泉観光センター条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 4 議案第 2 0 号 芦北町吉尾温泉公衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 5 議案第 2 1 号 芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 6 議案第 2 2 号 芦北町大野温泉センター条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 7 議案第 2 3 号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 8 議案第 2 4 号 芦北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 9 議案第 2 5 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 3 0 議案第 2 6 号 芦北町立幼稚園条例を廃止する条例の制定について

第 3 1 議案第 2 7 号 芦北町社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について

第 3 2 議案第 2 8 号 芦北町新町建設計画の変更を定めることについて

第 3 3 議案第 2 9 号 財産の無償貸付けについて

第 3 4 議案第 3 0 号 財産の取得について

(散 会)

2 出席議員 (15 人)

1 番 藤 井 公 輔 君
4 番 坂 本 登 君
6 番 寺 本 順 一 君
8 番 白 坂 康 浩 君
10 番 元 山 秀 志 君

3 番 林 田 燿 宏 君
5 番 宮 内 道 則 君
7 番 古 村 逸 男 君
9 番 前 田 徹 一 君
11 番 平 松 洋 一 君

12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 宮 尾 秀 行 君

13番 寺 本 修 一 君
15番 草 野 安 道 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	櫻 井 優 一 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	元 山 俊 治 君
住民生活課長	田 渕 耕 一 君	福 祉 課 長	内 田 照 也 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	松 本 俊 造 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
生涯学習課長	福 井 成 昭 君	会計管理者兼会計室長	竹 下 淳 也 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長 崎 十三男 君	次長(課長補佐)	岡 田 謙 治 君
--------	-----------	----------	-----------

議長諸般の報告

1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会

期 日 令和元年 12 月 25 日（水）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール

- 議 題 ・平成 30 年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について（可決）
- ・水俣芦北広域行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について（可決）
 - ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について（可決）
 - ・水俣芦北広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（可決）
 - ・令和元年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）（可決）
 - ・熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について（可決）

3 熊本県町村議会議長会第 70 回定期総会

期 日 令和元年 2 月 14 日（金）

場 所 ホテル熊本テルサ（熊本市）

表 彰 全国町村議会議長会表彰状伝達
熊本県町村議会議長会表彰

- 議 題 ・会務報告
- ・平成 30 年度歳入歳出決算の認定を求める件（認定）
 - ・令和 2 年度事業計画及び歳入歳出予算の議決を求める件（可決）
 - ・各郡提出案件の審議（葦北郡：交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について要望）（可決）
 - ・宣言（可決）
 - ・決議（可決）

令和 2 年 3 月 2 日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

芦町監第36号
令和2年2月7日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和2年1月31日

3 検査実施日

令和2年2月7日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	583,980,638 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,125,284,240 円
	歳入歳出外現金	47,299,300 円
	計	5,756,564,178 円
水道事業会計		341,650,874 円

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

開会に先立ちまして皆さんに申し上げます。ウイルス等の感染防止のため、議場内でのマスク着用はかまいませんので、お知らせをしておきます。

それでは、ただいまから令和2年第1回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番 林田君及び4番 坂本君の二人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定について」を議題としますが、本日の午後からの歳入の連合審査会は中止をいたします。各常任委員会において歳入の審査も行ってください。

本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から3月13日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの12日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告及び町長の行政報告の内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 議案第1号 令和元年度芦北町一般会計補正予算（第5号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第4、議案第1号「令和元年度芦北町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） おはようございます。

それでは、議案第1号、令和元年度芦北町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,501万6,000円を追加し、総額を115億863万9,000円とするものです。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をそれぞれ計上しております。

内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書の14ページをお開きください。

款2総務費です。項1目5財産管理費の1,414万2,000円は、基金利子の増加に伴う積立金14万2,000円とふるさと応援寄附金の額が1億2,600万円から1,400万円増加する見込みであることから、積立金を増額するものです。目6企画費の553万1,000円は、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品及び事務経費です。項3目1戸籍住民基本台帳費の240万2,000円は、個人番号カード関連委任事務交付金の増額です。

款3民生費です。項1目1社会福祉総務費の1億500万円の減額は、プレミアム付商品券の申請者が当初見込みより減少することから補助金を減額するものです。目4高齢者福祉費の15万2,000円は、介護保険事業特別会計の補正に伴う繰出金です。項2目1児童福祉総務費は、県補助金への財源組替です。目2児童措置費の366万8,000円は、保育所等への給付費が当初見込みより増加したことから委託料を増額するものです。

予算書の15ページになります。

款5農林水産業費です。項1目3農業振興費の55万8,000円は、県補助金の内示に伴い、田植え機の導入に係るくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金を増額するものです。目4畜産業費は、地方債からの財源組替です。目9中山間地域総合整備事業費の1,990万5,000円は、県が実施する同事業において、事業費の増額があったことから、所要額の負担金補助金をそれぞれ増額するものです。項2目2林業振興費の182万円は、有害鳥獣の捕獲数の増加に伴う補助金の増額です。

款6商工費です。項1目2商工業振興費は、地方債からの財源組替です。目4芦北海浜総合公園管理運営費の4,671万7,000円は、国の補正予算に伴い、公園の長寿命化対策に係る社会資本整備総合交付金の追加交付が見込まれることから、工事請負費を増額するものです。

款7土木費です。項2目3道路新設改良費の359万3,000円は、県が実施

する道路改良事業において事業費の増額があったことから、所要額の負担金をそれぞれ増額するものです。目4橋りょう維持費の2,040万円は、橋りょう維持補修費に係る社会資本整備総合交付金の追加交付が見込まれることから、工事請負費を増額するものです。

予算書の16ページになります。

項3目4砂防費の2,740万9,000円は、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業において事業費の増額があったことから、所要額の負担金をそれぞれ増額するものです。項4目1港湾管理費の252万円は、県が実施する港湾整備事業及び海岸整備事業において事業費の増額があったことから、所要額の負担金をそれぞれ増額するものです。

款9教育費です。項1目2事務局費の332万5,000円は、計石小学校の財産処分に伴い、国庫補助金の返還相当額を基金に積み立てる必要があることから、積立金を計上するものです。項2小学校費、目1学校管理費の265万9,000円は、佐敷小学校の図工室を普通教室に改修するための経費及び大野小学校にスロープや仮設トイレを設置する必要があることから、それらに係る経費を計上するものです。

予算書は17ページになります。

項3中学校費、目1学校管理費の47万6,000円は、佐敷中学校の机やいすが不足する見込みであることから、備品購入費を計上するものです。項5目4図書館費は、県補助金から財源組替です。

款11公債費です。目1元金の22万6,000円は、貸付利率の決定に伴い増額するものでございます。目2利子の548万7,000円の減額は、貸付利率の決定に伴い、不用額を減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書は10ページになります。

款1町税です。項2目1固定資産税の1億7,578万9,000円は、償却資産に係る総務大臣配分が当初見込みより増額となったものです。

款9地方特例交付金です。項2目1子ども・子育て支援臨時交付金の1,148万2,000円は、幼児教育・保育の無償化に伴い、国から交付金が交付されることから計上するものです。

款10地方交付税は、交付額の決定に伴い普通交付税を1億3,580万4,000円減額するものです。特別交付税については最後に説明いたします。

款12分担金及び負担金です。項1目1農林水産業費分担金の290万6,000円は、中山間地域総合整備事業の増額に伴う分担金です。項2目2民生費負担金

の636万円の減額は、幼児教育・保育の無償化に伴い保育料が無料になった利用者が、当初見込みより増加したことから計上するものです。

款14国庫支出金です。項1目1民生費国庫負担金の1,539万6,000円は、幼児教育・保育の無償化に伴い保育料が無料になった利用者が、当初見込みより増加したことによる増額及び子どものための教育・保育給付費の負担割合が変更になったことなどの理由から増額するものです。

予算書は11ページになります。

項2目1総務費国庫補助金の240万2,000円は、個人番号カード関連委任事務交付金に係る国庫補助金の増額です。目2民生費国庫補助金の2,089万9,000円の減額は、介護保険システム改修に係る補助金10万1,000円の増額とプレミアム付商品券の申請者の減少に伴う補助金2,100万円の減額です。目4商工費国庫補助金の2,200万円は、芦北海浜総合公園施設長寿命化対策支援事業の増額に伴う交付金です。目5土木費国庫補助金の1,118万3,000円は、橋りょう補修事業の増額に伴う交付金です。

款15県支出金です。項1目1民生費県負担金の924万8,000円の減額は、幼児教育・保育の無償化に伴い保育料が無料になった利用者が当初見込みより増加したことによる増額及び子どものための教育・保育給付費の負担割合が変更になったことによる減額など、併せて減額するものです。項2目2民生費県補助金の346万4,000円は、放課後児童健全育成事業等補助金の交付要領の改正に伴い増額計上するものです。目4農林水産業費県補助金の4,383万7,000円の減額は、中山間地域総合整備事業の増額に伴う農地集積促進事業補助金60万5,000円と、田植え機の導入に係るくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金55万8,000円です。また、補助金の決定に伴い総合コミュニティセンターに係る林業・木材産業振興施設等整備事業補助金を4,500万円減額するものです。

款16財産収入です。目2利子及び配当金の14万2,000円は、基金利子の増加に伴うものです。

予算書は12ページになります。

款17寄附金の1,400万円は、ふるさと応援寄附金の増額を見込むものです。

款18繰入金です。項2目8ふるさと応援寄附金基金繰入金の553万1,000円は、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品等について、基金より繰り入れるものでございます。

款19繰越金は最後に説明いたします。

款20諸収入です。目2雑入の4,918万2,000円の減額は、平成30年度の広域負担金の精算に伴う返還金合計2,869万8,000円と、昨年7月に発生

した豪雨により開設した避難所の運営等に対する保険金１８３万２，０００円と、宝くじ収益金を財源とした県市町村振興協会市町村交付金４２８万８，０００円で、また、プレミアム付商品券の申請者の減少に伴い、商品券の販売代金を８，４００万円減額するものです。

予算書は１３ページになります。

款２１町債です。目３農林水産業債の１，５６０万円の減額は、農業振興事業債１，０７０万円の減額と林業振興事業債４９０万円の減額です。目４商工債の２７０万円の減額は、商工振興事業債に係るものです。目５土木債の１，３８０万円は、急傾斜地崩壊対策事業債に係るものです。

最後に、款１０の地方交付税の特別交付税と款１９繰越金です。歳入歳出の不足額５，０５５万１，０００円を特別交付税から１，０４９万６，０００円、繰越金から４，００５万５，０００円それぞれ充当するものです。

次に、５ページをお開きください。

第２表繰越明許費補正について説明します。款５農林水産業費の木造住宅建築支援事業から款９教育費の総合コミュニティセンター整備事業までの計８件、総額９億９，３７９万８，０００円については、当初、年度内の完了を予定しておりましたが、状況の変化によって年度内完了が困難となったもの、また今回の補正で計上している事業につきましては適正な事業期間が確保できないために、翌年度に繰り越すものでございます。

予算書は６ページになります。

第３表債務負担行為補正について説明いたします。利子補給に伴う令和元年度芦北町設備投資資金利子補給補助金２５万９，０００円を追加するものです。期間、限度額は記載のとおりです。

予算書は７ページでございます。

第４表地方債補正について説明いたします。急傾斜地崩壊対策事業１，３８０万円を追加し、変更としまして、農業振興事業を１，０７０万円、林業振興事業を４９０万円、商工業振興事業を２７０万円それぞれ減額するものです。

なお、予算書１８ページに債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額に関する調書を、１９ページに地方債の現在高の見込額に関する調書を添付しております。

以上で、一般会計補正予算（第５号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。坂本君。

○４番（坂本 登君） １４ページのプレミアム付商品券事業補助金が１億５００万円減額になってて、見込みより少なかったためと理由がありましたが、このプレミア

ム付きにも関わらず、町民の購買意欲、消費意欲がなぜ見込みより少なかったのか、その理由はどのように考えていますか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 消費税増税に伴います国の景気対策でございまして、対象者が非課税世帯、低所得者世帯でございます。最大2万円を準備して5,000円のプレミアムということになりますけど、低所得者が対象であること、また引換券を持って来て購入するという事務的な手続きが煩雑であること等が考えられると思います。本町におきましても広報紙、まちだより、ホームページ、防災無線等でしっかり周知をして、期間も11月末を1月末まで延長して対応してるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） これ低所得者向けに国が出した方針ですけど、これだけの大きな額が見込みより減ってるということは、この国の方針が的外れというか、そういうことを指摘しなければならないと思います。

あと、地方交付税の普通交付税の減額理由を教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答えいたします。

普通交付税においては基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額がプラスになりますと交付されるということになります。今回の補正の歳入を見ていただきますと、町税で1億7,578万9,000円が増額となっております。この額の75%を基準財政収入額として算入することから、今回、1億3,000万円程度の普通交付税の減額となったものでございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 17ページに図書館費がございまして。これ財源組替でございまして、4,500万円を国庫補助の国・県支出金から一般財源へ組み替えてございまして、これはもう補助金が出なかったのか、あるいは、補助金が仮に出なかったとすればなぜなのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） お答えいたします。

これにつきましては、歳入のほうの15県支出金の中の林業費補助金4,500万円、林業・木材産業振興施設等整備事業補助金でございまして。当初予算のほうで2億円の補助申請をこちらのほうはさせていただいておりました。国の審査、県の審査等がありまして、1億5,500万円の交付決定ということになりましたので、

今回4,500万円を減額するというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第5 議案第2号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、議案第2号「令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第2号、令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ3,333万1,000円を追加し、総額を23億7,622万円とするものです。

予算書をもとに、歳出から説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1項1目1一般管理費の15万2,000円は、社会保障税番号制度の情報連携に伴うシステム改修委託料です。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費から項5高額医療合算介護サービス等費までの給付費及び負担金の補正につきましては、全て実績見込みによる増額でございます。

予算書8ページになります。

款4項1目1介護予防生活支援サービス事業費は、国庫補助金への財源組替です。

款5項1目1第1号被保険者保険料還付金の17万5,000円は、実績見込みによる増額です。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款3項2目4保険者機能強化推進交付金の38万7,000円は、地域支援事業に係る交付金です。

款 7 項 1 目 4 その他一般会計繰入金の 1 5 万 2, 0 0 0 円は、介護保険システムの改修に係る一般会計からの繰入金です。

次の款 8 繰越金の 2, 9 2 9 万 2, 0 0 0 円は、前年度繰越金を補正財源とするものです。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 6 令和 2 年度施政方針と予算大綱説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第 6 「令和 2 年度施政方針と予算大綱説明」を求めます。
竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日、令和 2 年第 1 回芦北町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。
まず、新型コロナウイルスについて御報告申し上げます。

今、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大し、国内においても複数地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生しており、感染拡大への懸念が広がっているところであります。2 月 2 7 日には、内閣総理大臣より全国の小中学校、高校等に臨時休校の要請があつており、各自治体においてもひっ迫した状態となっております。本町におきましても感染拡大防止の対策として、各種イベント、会議、会合等、町が主催する行事については原則中止とし、小中学校については、本日 3 月 2 日から 3 月 1 5 日まで休校としたところです。今後の対応としましては、状況を的確に把握するとともに、現在講じている対策とあわせ感染症の拡大防止に取り組んでまいります。

それでは、令和２年度施政方針と予算大綱について御説明申し上げます。

現在、国においては、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和元年度を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として、令和２年度地方財政対策が講じられております。

本町におきましても、国の動向を踏まえ、第２次芦北町総合計画を基本として、個別計画の着実な進捗を図る中で、「町民生活の安全・安心の実現」に向けて、積極的な施策の立案と実施を視点として、予算編成を行いました。

まず、予算編成、規模について申し上げます。

令和２年度の一般会計予算総額は、９８億２,３００万円となりました。

歳入の主なものについて申し上げます。

町税につきましては、九州新幹線に係る償却資産の特例適用期限の終了などによる固定資産税の増額により、前年度比１億４,４８９万円増となる１９億４,１８６万円を計上しました。

地方交付税につきましては、３４億８,２００万円を見込み、国・県支出金につきましては合計１５億９,６９６万円を計上しております。

町債は、過疎対策事業債や臨時財政対策債など６億９,８９０万円を措置しました。

歳出につきましては、人件費が、職員給与の減などにより、３,００７万円減の１８億６,２９８万円となっております。

扶助費につきましては、１６億９,０２９万円を措置しました。

投資的経費につきましては、総合コミュニティセンター建設費の減などにより、前年度から１５億５,６５９万円減の７億１,５４６万円を措置しました。

以下、令和２年度当初予算に盛り込みました主な施策について、第二次総合計画に定めました五つの柱ごとに概要を説明いたします。

(１) 地域活力と雇用を生み出す産業づくり『経済・産業』

第１は、「地域活力と雇用を生み出す産業づくり」についてであります。

本町の基幹産業である農林漁業は、従事者の高齢化や担い手不足、国内外の産地間競争による価格の低迷、異常気象による災害や環境の変化などの影響により、厳しい経営状況が続いています。

このような中、本町農林漁業の現状を的確に把握し、「未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例」の理念を具現化する施策を展開してまいります。

まず、農業の振興につきましては、新規就農者を支援するため、国の農業次世代人材投資資金を活用して、次代を担う人材の確保と育成に努めてまいります。また、

労働力を確保するため、農作業の委託に対する支援を引き続き実施してまいります。

農業委員会におきましては、引き続き担い手への農地集積を図りながら、耕作放棄地の発生防止や解消に努め、農地利用の最適化に向けて積極的に取り組んでまいります。

農地の保全管理と多面的機能の維持・確保につきましては、中山間地域等直接支払交付金事業などを推進して、地域活動組織の支援を行ってまいります。

果樹振興につきましては、優良品種の苗木導入、品質向上資材の購入、ハウスの修繕などに対する支援を引き続き行ってまいります。

畜産業につきましては、優良血統の素牛導入に対する支援など、更なるあしきた牛のブランド化に向けて取り組んでまいります。

鳥獣被害対策につきましては、猟友会への有害鳥獣捕獲等に対する支援を継続するとともに、狩猟免許取得支援をはじめ、防護柵や電気柵設置などに対する支援を行ってまいります。

農業農村整備につきましては、国見地区、芦北宮浦地区などの基盤整備を推進するとともに、計石地区の基盤整備実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

農道及び用排水路の維持補修につきましては、町単独の補助金を措置し、要望に応じてまいります。また、九州新幹線などによる渇水被害対策につきましては、受益者と連携を図り、ため池等の適正な維持管理に努めてまいります。

林業の振興につきましては、活用期に達した森林の伐採や搬出作業に伴う支援を継続するとともに、皆伐後の荒廃や苗木の食害を防ぐため、植林や下刈り、鹿ネットの設置に対する支援を引き続き行ってまいります。

町有林事業につきましては、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、搬出間伐等の事業に取り組んでまいります。

木育事業につきましては、1歳児に町産材を使用した木のおもちゃを贈呈することで、木のぬくもりに触れる機会を提供し、将来的な木材需要拡大を目指します。また、本町独自の木造住宅建築支援事業や、林道・作業路舗装事業なども継続してまいります。

森林環境譲与税を財源とする森林経営管理事業については、所有者の意向調査及び未整備森林の整備を行うための森林経営管理権の設定に取り組んでまいります。

漁業の振興につきましては、漁業者の負担軽減及び所得向上策として、漁船保険事業や農林水産省の地理的表示（G I）保護制度に登録された田浦銀太刀の更なるブランド力強化に対する支援を行ってまいります。

漁港整備事業につきましては、田浦、牛の水漁港海岸の機能診断調査を行い、適正な維持管理に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、中小事業者の持続的経営を総合的に支援するため、既存事業を見直し新たに中小企業等持続化事業補助金を創設しました。また、プレミアム付商品券発行補助金も引き続き措置し、商工業の育成・強化及び町内での消費喚起による地域経済の活性化を図ってまいります。

企業誘致につきましては、ＩＴ企業の集積に向け廃校等を活用したサテライトオフィス誘致活動を行うとともに、進出したＩＴ企業と連携し、ＩＣＴを活用した地域課題解決への取組を進めてまいります。

観光振興につきましては、観光うたせ船を中心とする旅行商品造成や、町内を舞台としたアニメを活用した情報発信に努めるとともに、観光うたせ船の担い手確保に資するため、地域おこし協力隊の確保を進めてまいります。

地域資源を活かした特産品事業として、御立岬温泉塩を中心とした町内食材のＰＲを図るため、熊本市内のホテルで芦北フェアを開催するなど、販路拡大を図ってまいります。

観光イベントにつきましては、御立岬ビーチサッカーフェスティバルや芦北うたせマラソン大会などを引き続き開催し、交流人口の増加を図ってまいります。

芦北海浜総合公園、御立岬公園、温泉センター及び物産館につきましては、計画的に施設の維持修繕等を行い、利用環境の改善や適正な施設運営に努めるとともに、御立岬公園についてはキャンプ場等の新たな整備も視野に入れた活性化計画を策定し、誘客に向けた取組を進めてまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、本町の魅力発信と、寄附者のリピート率向上に向けた季節ごとのパンフレットを作成するなど、町内企業と連携し充実を図ってまいります。

（２）地域で守り育てるまちづくり『健康・福祉』

第２に、「地域で守り育てるまちづくり」についてであります。

健康づくり事業につきましては、第３期推進計画に基づき、「生涯現役・健康寿命の延伸」に向け、ライフステージに合わせた取組を引き続き推進してまいります。

また、令和元年度に設立した町内医療機関等との連携会議の充実を図り、保健事業の推進と生活習慣病予防や重症化予防への取組を積極的に実施してまいります。

女島活力推進センター及び環境学習公園は、水俣病の情報発信を目的とした「うたせ船で水俣病を学ぶ講座」や「もやい祭り」を開催する等、利用促進を図ってまいります。また、高齢の水俣病被害者の方などが地域で安心して生活が送れるよう、引き続き在宅支援事業に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、第７期事業計画に基づき、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう支援してまいります。また、災害時における避難行動要支援者

の支援及び緊急通報装置の貸与により、緊急時の迅速な対応に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、第4期プランなどに基づき、心身の状況やニーズに配慮した福祉サービスの提供に努めるとともに、障がいに対する理解の促進及び社会参加への機運醸成を図ってまいります。

地域福祉につきましては、第3次計画に基づき、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、その推進を図ってまいります。

児童福祉につきましては、保育料の負担軽減や子ども医療費助成に引き続き取り組むとともに、副食費の助成により、子育て世帯の更なる経済的負担軽減を図ってまいります。また、新たな取組として、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の構築を図るため、子育て世代包括支援センターを開設し、産前産後のサポートを充実してまいります。

消費者行政につきましては、定住自立圏連携事業として、消費生活相談や弁護士法律相談を開催し、消費者被害の未然防止と早期解決に努めてまいります。

（3）郷土の未来を育む人づくり『教育・文化』

第3に、「郷土の未来を育む人づくり」についてであります。

古きを学び知る、生きる力を培い、新しきを創る、という芦北町教育理念「温故創新」のもと、徳育を根底に、論語素読や空手道の指導を継続し、子どもたちの礼節を重んじる心と態度の醸成を図ってまいります。

学校教育につきましては、児童・生徒のさらなる学力向上のため、教育現場に精通した指導主事を配置しており、今後さらに学校現場に対する指導体制を強化してまいります。

学習環境の整備・充実につきましては、学校施設の適切な維持修繕を行うとともに、教育用コンピューターの更新を行うなど、ICT機器の効果的な活用を図ることで、児童・生徒の学力向上を図ってまいります。

また、いじめ・不登校問題等に対応するため、引き続き不登校対策支援員や心の教室相談員を配置し、その防止と解消に取り組んでまいります。また、特別支援教育においても、増加傾向にある“気になる児童・生徒”に対して支援員を配置し、きめ細やかな指導を行ってまいります。

学校給食につきましては、施設の適正な維持管理、衛生的な給食センターの運営を行い、安全・安心な給食を安定して提供するとともに、個々に応じたアレルギー対応の給食と地産地消にも取り組んでまいります。

スポーツの振興につきましては、社会体育クラブや総合型地域スポーツクラブ等の支援を行うとともに、全国大会出場者等に補助金を交付し、競技力向上と生涯スポーツの振興を図ってまいります。

また、トップアスリートの合宿誘致事業に引き続き取り組み、次代を担う青少年の夢を育むとともに、町外から競技力向上を目的に、町内に下宿等を行う中学生に対して支援を行い、競技スポーツの強化を継続してまいります。

スポーツ施設の維持管理につきましては、経年劣化による施設の修繕を行い、安全・安心に競技に取り組めるよう環境整備に努め、町民総合センターにおいては施設の長寿命化を図るため改修に係る調査設計を行います。

生涯学習につきましては、町民講座や生き生き大学等を開催し、受講者の自己研鑽と学習環境の充実に努めてまいります。また、心豊かな子どもたちを育む学習の場として、子ども体験学習事業、音楽祭事業などを開催するとともに、地域ボランティアの協力を得ながら、放課後子ども教室事業等を継続してまいります。

文化振興につきましては、演能会や文化祭を引き続き行い、文化意識の高揚を図るとともに、全国大会出場者等に補助金を交付し、文化活動の振興を図ってまいります。

文化財の保存・調査につきましては、佐敷城跡をはじめとした町内文化財の適正な管理に努めるとともに、佐敷東の城跡調査検討委員会を設立し、今後の調査計画について検討を行います。また、町誌編さんにつきましては、令和2年度にダイジェスト版を刊行し、新しい町誌への理解を深め、通史編の刊行に向け関連資料の記録、収集、調査を継続してまいります。

芦北町総合コミュニティセンターにつきましては、あらゆる世代が集い、つながり、学び、継承する、豊かな人づくりの場として、オープンに向け、引き続き整備を進めてまいります。

星野富弘美術館は、作品の展覧会や公募展を引き続き開催し、姉妹館である群馬県の富弘美術館と連携を図りながら文化・芸術事業の充実に努めるとともに、町内小中学校と連携し、美術館の詩画作品を活用した心の教育を推進してまいります。

国際交流につきましては、いよいよカンボジアに6校目の学校を建設します。募金に取り組んでいる町内の児童・生徒を贈呈式に派遣し、国際貢献を自ら体感してもらいます。また、国際交流協会と連携した啓発、交流、派遣事業も引き続き実施してまいります。

(4) 暮らしを支える基盤づくり『基盤整備』

第4に、「暮らしを支える基盤づくり」についてであります。

交通基盤の整備につきましては、町道射場芦北線改良事業が全線開通の見通しとなり、芦北インターチェンジから国道3号へのアクセスの向上、安全な通学路の確保、町民総合センターへの避難道路として整備が完了する予定であります。道路周辺の排水解析や排水路改修等を進めてまいります。

インフラ等の老朽化対策につきましては、交付金を活用し、橋りょう維持補修工事及び町道の舗装工事等の整備を進めてまいります。また、その他の町道につきましても、計画的な改良と維持補修を行い、安全確保に努めてまいります。

県営事業につきましては、急傾斜対策、改良工事、側溝整備等に係る負担金を措置し、球磨田浦線等に係る未改良区間については、継続して早期実施を要望してまいります。

自然災害対策につきましては、引き続き危険ブロック塀等の除去に係る補助金を措置し、避難通路や通学路の安全確保に取り組んでまいります。

公営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき、計画的な補修・更新を実施するとともに、若者、子育て世代のニーズに対応した住宅の提供による移住定住の促進を図るため、地域優良賃貸住宅の建設を進めます。

一般住宅につきましては、木造住宅の耐震化促進事業に引き続き取り組むとともに、空き家対策についても積極的に取り組んでまいります。

交通対策につきましては、計画に基づき、関係機関や交通事業者と連携しながら、町民に親しまれる持続可能な地域公共交通の構築を目指します。

災害対策につきましては、過去の地震や風水害等を教訓に、より実効性の高い活動を行うため各種計画やマニュアルを見直し、日奈久断層帯を起因とした大地震や様々な災害に対して、町全体で迅速・適切に対応できるよう体制の強化と整備を進めてまいります。また、自主防災組織につきましては、「芦北町自主防災組織連絡会」の活動を支援し、「自助」「共助」の観点から地域防災力の向上を図ってまいります。

防犯対策につきましては、犯罪抑止のため防犯カメラを計画的に更新するとともに、防犯灯設置に対する助成を行ってまいります。また、新たに、地域団体や町民の自主的な防犯活動を支援するため、防犯カメラの設置に対する補助金を交付し、安全・安心なまちづくりの推進を図ってまいります。

次に、水供給対策につきましては、水道区域外の地域に対して、安全・安心な生活用水の確保を図るため、飲料水供給施設事業に取り組んでまいります。

生活排水対策につきましては、引き続き浄化槽設置に対する支援を行ってまいります。

ごみの減量化につきましては、家庭における分別の促進や生ごみ処理機購入等の補助を実施するとともに、資源ごみのリサイクルを推進します。

環境保全活動につきましては、CO₂削減による地球温暖化防止を目的としたグリーンカーテンの普及促進及び町と住民が連携したごみの不法投棄に対する巡回監視を強化するとともに、看板設置や広報活動等、住民の環境意識の啓発に努めてま

います。

水俣病関連事業につきましては、相談窓口を設置して各種相談にきめ細やかな対応をするとともに、情報発信支援事業、もやい直し事業、地域再生事業に引き続き取り組んでまいります。

(5) 住民と行政の協働のまちづくり『地域づくり・行財政』

第5に、「住民と行政の協働のまちづくり」についてであります。

まちづくりの主役は「人」であり、地域づくり、スポーツ・文化振興、交流活動等に意欲的に活動する団体の支援を通して、人材育成を図るとともに、町民の主体的な活動を支援してまいります。

また、芦北高校の入学確保と高校のさらなる魅力向上に資するため、独自性のある授業構築のための支援など、学校、地元企業、行政が一体となった取組を進めます。

移住・定住対策につきましては、移住体験住宅の利用促進を図るとともに、空き家バンクの内容充実と利活用促進の支援を行い、移住・定住を促進してまいります。また、地域おこし協力隊の町への定住に向けた支援を行ってまいります。

行・財政の運営につきましては、今後も効率的な行政組織の見直しと、定員の適正化に努め、町民ニーズに的確に対応するとともに、職員研修や人事評価による職員の意識改革と資質向上を図り、強固かつ柔軟な役場組織づくりに努めてまいります。

公共施設の計画的な整備等の推進につきましては、個別施設計画を策定し町有施設の長寿命化を推進します。また、町有施設の余剰スペースや利用計画のない町有地などにつきましては、貸付けや払下げなどにより有効活用を図ってまいります。

町の情報発信につきましては、引き続き、広報あしきた、まちだより、ホームページを活用した情報提供に努めてまいります。

4 特別会計について

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、29億3,200万円を措置しました。健康づくり推進事業を実施し、特定健診や重症化予防等の医療費適正化に取り組む中で、国保財政の健全な運営を堅持してまいります。また、18歳以下の子どもに係る国民健康保険税の均等割額を全額減免し、引き続き子育て世帯の支援に努めてまいります。

吉尾温泉診療所につきましては、2,200万円を措置しました。へき地医療支援機構や地元医療機関との連携による医師派遣の継続により安定した運営を進め、吉尾地域の方が安全・安心な生活を送れるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、２３億１，２００万円を措置いたしました。引き続き、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が安心して暮らせるよう努めてまいります。また、適正な介護保険事業を運営するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の充実、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、２億３，１００万円を措置いたしました。処理施設の長寿命化を図るため、芦北地区処理場の更新に係る実施設計を行います。

生活排水処理事業につきましては、維持管理費として５，８００万円を措置しました。引き続き、適切な放流水質の確保に努めてまいります。

町有温泉事業につきましては、１億１，３００万円を措置いたしました。各施設におきましては、経費増加に対応するため入浴料の見直しを実施するとともに、快適な入浴環境の確保と、より一層のサービス向上に努めてまいります。また、大野温泉センターにつきましては、指定管理者と連携し、誘客を図ってまいります。

奨学資金貸付事業につきましては、２，９００万円を措置いたしました。

後期高齢者医療事業につきましては、３億８００万円を措置しました。健康診査委託事業や人間ドック健診補助を実施し、町民の健康保持・増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めてまいります。

公営企業会計である水道事業につきましては、３億５，５００万円を措置いたしました。安全・安心な水道水供給のため、引き続き老朽化した水道管や施設の更新を計画的に実施し、安定経営に努めてまいります。

以上、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた令和２年度の予算総額は１６１億８，３００万円となっております。

５ 結び

結びに、「令和」の新しい時代が始まり、東京オリンピック・パラリンピックが開催される本年は、後世の人々に語り継がれる年となります。

本町においても、個性輝く「ふるさと芦北町」の実現に向けて、次代を担う子どもたちのために、豊かさと誇りを未来へ受け継いでいく節目の年、飛躍の年となるよう、全力を傾注してまいります。

議会並びに町民の皆さまの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。１１時５分から再開します。

—————○—————

休憩 午前１０時５１分

再開 午前１１時０４分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

- 第 7 議案第 3 号 令和 2 年度芦北町一般会計予算
- 第 8 議案第 4 号 令和 2 年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 9 議案第 5 号 令和 2 年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 10 議案第 6 号 令和 2 年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 11 議案第 7 号 令和 2 年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 12 議案第 8 号 令和 2 年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 13 議案第 9 号 令和 2 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 14 議案第 10 号 令和 2 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 15 議案第 11 号 令和 2 年度芦北町水道事業会計予算
- 第 16 議案第 12 号 芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について
- 第 17 議案第 13 号 芦北町学校教育施設整備基金条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） これから日程第 7、議案第 3 号「令和 2 年度芦北町一般会計予算」から日程第 17、議案第 13 号「芦北町学校教育施設整備基金条例の制定について」は、議会運営委員会からの答申に基づき、会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案については、先ほどの日程第 6「令和 2 年度施政方針と予算大綱説明」で町長の説明もあり、また先の議会運営委員会において委員会付託とする旨の答申がっておりますので、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。坂本君。

○4 番（坂本 登君） 議案第 12 号「芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について」は、今施政方針と予算大綱の中での説明にはありませんでした。それと、委員会付託になりますと、私の属する委員会ではありませんので、3 点ほどお聞かせ願いたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 05 分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 会議を再開します。

今一括議題のするか、しないかの採決でありますので、一括議題を諮っておりますので。

しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 06 分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 会議を再開します。

今は一括議題の採決でありますので、質疑はいたしません。坂本君。

○4 番（坂本 登君） 委員会にこのまま質疑をせずに委員会付託されますと、私は所管じゃありませんので、委員長報告で委員長の報告の中に聞きたいことがなかったら、今のこの運営では質疑ができませんので、ここで確認したいことについて質疑をさせていただきたい。

○議長（宮尾秀行君） しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 07 分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 会議を再開します。

坂本君、委員長報告のときにも質疑ができますので、そのとき行ってください。坂本君。

○4 番（坂本 登君） 委員長報告の中にいつも詳しく質疑内容などが、私が聞きたいことが委員長報告に入っていない場合は、委員長報告に基づいての質疑なんで多分できないと思うんですよ。だから、今執行部の方にちょっと確認をしたいと思うんです。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君、委員長報告のときに質疑ができますので、そのとき質疑をしてください。

会議を再開します。

会議規則第 38 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、一括議題の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。これから一括議題の質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託

の答申がっておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 議案第12号の芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定についてお聞きします。

この条例の制定は、今回なぜこの時期に提案したのか詳しく説明を求めます。それと、これを読んでみますと、第2条（3）不当要求行為、ウに機関誌の購入うんぬんがあり、不当な要求する行為とあるが、ここで明記してある「正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により、不当に要求する行為」とは具体的にどういう事例かお答えください。

また、機関誌とはいろんな団体のものがあるが、そもそもどういうものを想定してあるかお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめてください。

ただいま申し上げましたとおり、本件については委員会付託の予定でありますので、委員会で詳細に審査をいたします。そのとき委員長報告のときにまた聞いていただければと思います。坂本君。

○4番（坂本 登君） 今、私が申したことを委員会で必ず審議していただくことをお願いをいたします。この委員長報告になかったらこれはできないんですかね、委員長報告のない。議長、それをちょっと確認させてください。

○議長（宮尾秀行君） 委員長報告になくても聞くことはできると思います。

○4番（坂本 登君） 分かりました。

○議長（宮尾秀行君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号から議案第13号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告願います。

—————○—————

第18 議案第14号 芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第18、議案第14号「芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第14号、芦北町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものです。

内容としては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称変更及び条項ずれに伴う改正を行うものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

なお、提案理由については記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第19 議案第15号 芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第19、議案第15号「芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第15号、芦北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、これまで成年被後見人については、印鑑登録を受ける

ことができないものとしておりましたが、法定代理人が同行している場合に限って印鑑の登録を受けることができるように改正するものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第20 議案第16号 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第20、議案第16号「芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第16号、芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、放課後児童支援員の資格要件である認定資格研修の終了期限について、経過措置により令和2年3月31日までとされていますが、1年間延長されたことに伴いまして、「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日が施行日になります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第21 議案第17号 芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第21、議案第17号「芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第17号、芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、保育所等の保育料が令和元年10月から無償化されることとなりましたが、副食費の提供に要する費用については、無償化の対象外となるため引き続き保護者の負担となります。それに伴い、保育所等が保護者から利用者負担額の支払いを受けることができる費用に副食の提供に要する費用が追加されたため、国の基準に従い改正するものでございます。

また、法改正による用語の整理や条項ずれに伴う改正を行うものでございます。

なお、本町におきましては、副食費の無償化につきまして、令和元年9月議会で

承認していただき、町独自で10月から副食費の無償化を実施しております。

附則としまして、この条例は公布日が施行日になります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第22 議案第18号 芦北町営温泉センター条例の一部を改正する条例の制定について

第23 議案第19号 芦北町営湯浦温泉観光センター条例の一部を改正する条例の制定について

第24 議案第20号 芦北町吉尾温泉公衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について

第25 議案第21号 芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について

第26 議案第22号 芦北町大野温泉センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） これから、日程第22、議案第18号「芦北町営温泉センター条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第26、議案第22号「芦北町大野温泉センター条例の一部を改正する条例の制定について」までを、議会運営委員会からの答申に基づき、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

本案について、説明を求めます。松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） 御説明申し上げます。

議案第18号から議案第22号までの内容につきましては、先般開催をされました全員協議会において御説明をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお

願いたします。

では、議案第 18 号、芦北町営温泉センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、湯浦温泉センター並びに計石温泉センターの入浴料の見直しに伴い、改正を行うものです。

改正内容といたしましては、湯浦温泉センター入浴料の一般（中学生以上）を 200 円に、小学生を 150 円に、小学校就学前までを 80 円とするものです。また、回数券につきましても、それぞれ記載の額に改正するものです。

次に、計石温泉センターの入浴料につきましては、湯浦温泉センターと同様の内容で、個人券、回数券の改正を行うものです。

また、休憩室使用料につきましても、個人券の見直しにあわせそれぞれ改正を行っております。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしております。なお、経過措置として、既に発行されている回数券の効力について定めております。

提案理由については、記載のとおりです。

次に、議案第 19 号、芦北町営湯浦温泉観光センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、湯浦温泉観光センターの入浴料の見直しに伴い、改正を行うものです。

改正内容といたしましては、入浴料の一般（中学生以上）を 350 円に、小学生を 250 円に、3 歳以上小学校就学前までを 150 円とするものです。また、回数券、定期券 3 か月、団体券並びに芦北町営温泉プールとの共通券につきましても、同様にそれぞれ改正を行うものです。

附則といたしまして、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしております。

なお、経過措置として、既に発行されている回数券、定期券の効力について定めております。

提案理由については、記載のとおりです。

次に、議案第 20 号、芦北町吉尾温泉公衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、吉尾温泉公衆浴場の入浴料の見直しに伴い改正を行うものです。

改正内容といたしましては、入浴料の一般中学生以上を 200 円に、小学生を 150 円に、小学校就学前を 80 円とするものです。

附則といたしまして、この条例は、令和２年４月１日から施行するとしております。

提案理由については、記載のとおりです。

次に、議案第２１号、芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、御立岬温泉センターの入浴料の見直しに伴い、改正を行うものです。

改正内容といたしましては、年齢区分を他の施設と統一し、一般（中学生以上）、小学生、３歳以上小学校就学前とし、入浴料をそれぞれ４００円、３００円、２００円とするものです。回数券も料金改定と同様にそれぞれ改正を行うものです。一般については新たに定期券３か月１万３,０００円を追加しております。

附則といたしまして、この条例は、令和２年４月１日から施行するとしております。

なお、経過措置として、発行済みの回数券の取り扱い、効力について定めております。

提案理由については、記載のとおりです。

次に、議案第２２号、芦北町大野温泉センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、大野温泉センターの入浴料の見直しに伴い、改正を行うものです。

改正内容といたしましては、町外、町内の区分をなくし一律の入浴料とするもので、一般（中学生以上）を４００円に、小学生を３００円に、３歳以上小学校就学前までを２００円とするものです。また、回数券、定期券３か月についても同様にそれぞれ改正を行うものです。

附則といたしまして、この条例は、令和２年４月１日から施行するとしております。

なお、経過措置として、既に発行されている回数券、定期券の効力について定めております。

提案理由については、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから、日程第２２、議案第１８号から日程第２６、議案第２２号までを順次討論を行い、採決します。

日程第２２、議案第１８号、芦北町営温泉センター条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第１８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は原案のとおり可決しました。

日程第２３、議案第１９号、芦北町営湯浦温泉観光センター条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第１９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号は原案のとおり可決しました。

日程第２４、議案第２０号、芦北町吉尾温泉公衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第２０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２０号は原案のとおり可決しました。

日程第２５、議案第２１号、芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第２１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決しました。

日程第26、議案第22号、芦北町大野温泉センター条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第27 議案第23号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第27、議案第23号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第23号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、民法の一部を改正する法律により、民法の敷金に係る規定の整備、連帯保証人の補償上限額の設定等所要の規定の見直しが行われるのに伴い、改正を行うものです。

改正の概要は、1、連帯保証人に関する規定の見直し、2、敷金に関する規定の見直し、3、修繕費用の負担に関する規定の見直し、4、法定利率が変動制になったことに伴う規定の見直し、5、その他引用条文の整理です。

1、「連帯保証人に関する規定の見直し」については、全ての根保証契約において、極度額規制を定めることが義務付けられたことに伴い、町営住宅の入居者の連帯保証人における極度額を条例上規定するものです。

2、「敷金に関する規定の見直し」については、敷金に関する規定が明文化されたことに伴い、条例に敷金充当に関する規定を追加するものです。

3、「修繕費用の負担に関する規定の見直し」については、修繕費用の負担に関する規定の明文化に伴い、所要の文言整理を行うものです。

4、「法定利率が変動制になったことに伴う規定の見直し」については、条例中の年5%の割合の文言を法定利率に改めるものです。

5、「その他引用条文の整理」については、条例中の引用条文の整理を行うもの

です。

附則として、この条例は、令和２年４月１日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第２３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２８ 議案第２４号 芦北町特定公共賃貸住宅管理の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第２８、議案第２４号「芦北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第２４号、芦北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、民法の一部を改正する法律により、民法の敷金に係る規定の整備、連帯保証人の補償上限額の設定等、所要の規定の見直しが行われるに伴い、改正を行うものです。

改正の概要は、１、連帯保証人に関する規定の見直し、２、敷金に関する規定の見直し、３、修繕費用の負担に関する規定の見直し、４、その他引用条文の整理です。

１、「連帯保証人に関する規定の見直し」については、全ての根保証契約において、極度額規制を定めることが義務付けられたことに伴い、特定公共賃貸住宅の入居者の連帯保証人における極度額を条例上規定するものです。

２、「敷金に関する規定の見直し」については、敷金に関する規定が明文化され

たことに伴い、条例に敷金充当に関する規定を追加するものです。

3、「修繕費用の負担に関する規定の見直し」については、修繕費用の負担に関する規定の明文化に伴い、所要の文言整理を行うものです。

4、「その他引用条文の整理」については、条例中の引用条文の整理を行うものです。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第29 議案第25号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第29、議案第25号「地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第25号、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正が必要となる条例を一括してこの条例で改正するものです。

内容としましては、条例において引用する条項につきまして法律改正による条ずれが生じたため、所定の改正を行うものです。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第30 議案第26号 芦北町立幼稚園条例を廃止する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第30、議案第26号「芦北町立幼稚園条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 議案第26号、芦北町立幼稚園条例を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、令和2年4月1日から民間で幼保連携型の認定こども園の運営を開始する見込みであり、それに合わせて、令和2年3月31日をもって芦北町立幼稚園を閉園することから、この条例を廃止するものでございます。

なお、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行し、また、関連する条例で、芦北町一般職の職員の給与に関する条例、別表第2、職務分類の中の「幼稚園長」の文字を削除。芦北町体育施設条例、別表第1中の施設名称「芦北町立幼稚園体育館及び運動場」を「芦北町立海浦体育館」に改めるものでございます。

提案理由は、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 26 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 31 議案第 27 号 芦北町社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 31、議案第 27 号「芦北町社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） 議案第 27 号、芦北町社会教育施設条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、生涯学習センター内の余剰スペースを活用し、営利を目的として継続的に使用する場合の使用料を定めるため、改正を行うものです。

改正内容といたしましては、事業者が営利を目的として継続的に使用する場合の使用料を、面積 1 坪当たり月額 1,000 円とするものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 3 2 議案第 2 8 号 芦北町新町建設計画の変更を定めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第 3 2、議案第 2 8 号「芦北町新町建設計画の変更を定めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第 2 8 号、芦北町新町建設計画の変更を定めることについて、説明申し上げます。

本案は、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 7 項及び第 8 項の規定により、熊本県との協議を経て議会の議決を求めるものでございます。

この新町建設計画は、当初、平成 1 7 年度から 2 6 年度までの 1 0 年間を計画期間としておりましたが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律により計画期間を 5 年延長し、令和元年度まで延伸しているところでございます。

さらに、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が、平成 3 0 年 4 月に施行されたことに伴い、今後も合併特例債を活用し、各種施策を展開していく必要があるため、計画期間を 5 年延長し令和 6 年度まで再延伸することとし、併せて計画期間の延長に伴い、事業の実施期間と事業費及び財政計画を変更するものでございます。

なお、今回の再延伸につきましては、前回と同様、熊本県との協議を経ております。事業内容は変更せず期間の延長のみを行うこととしております。

なお、提案理由は記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 8 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 8 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 3 3 議案第 2 9 号 財産の無償貸付について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 3 3、議案第 2 9 号「財産の無償貸付について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第 2 9 号、財産の無償貸付について、御説明申し上げます。

本案は、廃校後の校舎の有効活用と地域おこし協力隊の起業及び地域への定着支援の一環として、町有財産の一部を無償で貸し付けるものでございます。

無償貸付を行う建物は、芦北町大字市野瀬字白崩 6 番地 1、旧大野中学校、構造は、鉄筋コンクリート、面積は、1 2 6 . 3 8 平方メートルとなっております。

貸付の相手方は、住所、熊本県葦北郡芦北町大字古石 4 9 0 番地 1、名称、花枝俊輔。

貸付期間は、令和 2 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとなっております。

貸付期間満了後は、協議により貸付期間を更新できる取扱いとしております。

なお、提案理由については、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○4 番（坂本 登君） 貸付の目的に定住促進及び特産品の開発とあります。具体的にどのようなものかお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） まず、現在特産品として開発しておりますところが、芦北高校生とコラボをして、芦北産の柑橘を使ったスイーツ、こういったものを現在開発されております。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 9 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第34 議案第30号 財産の取得について

○議長（宮尾秀行君） 日程第34、議案第30号「財産の取得について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） 議案第30号、財産の取得について、御説明申し上げます。

本議案は、芦北町総合コミュニティセンター歴史資料展示室展示・保管用什器購入について、次のとおり売買契約締結の承認に係るものであります。

- 1 契約の目的 芦北町総合コミュニティセンター歴史資料展示室展示・保管用什器購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 1,738万円
- 4 契約の相手方 熊本県熊本市西区上熊本3丁目8-1
金剛株式会社
代表取締役 田中 稔彦

購入の概要について、御説明申し上げます。現在建設中の芦北町総合コミュニティセンター歴史資料展示室に展示を計画しております本町に関連する歴史資料の展示ケース、収蔵用保管庫、調湿設備等を購入するものでございます。

次に、随意契約とした理由について申し上げます。今回購入を予定しています展示用・保管用什器は、町内遺跡出土物や江戸時代の古文書など貴重な歴史資料であり、劣化を防ぐための専門的な使用となります。契約いたします金剛株式会社は、国宝や重要文化財等を所有する国立博物館をはじめ、多くの博物館等への納入実績を持ち、また、熊本県内には同様の業者はなく、県内に本社、工場を有しており、設置後の種々の事案にも迅速に対応することが可能であることから、同社と随意契約を締結するものです。仮契約を1月31日に行っております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

—————○—————

散会 午前11時49分

令和2年第1回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年3月12日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問

（散 会）

2 出席議員（14人）

1番 藤 井 公 輔 君

4番 坂 本 登 君

6番 寺 本 順 一 君

8番 白 坂 康 浩 君

10番 元 山 秀 志 君

13番 寺 本 修 一 君

15番 草 野 安 道 君

3番 林 田 燿 宏 君

5番 宮 内 道 則 君

7番 古 村 逸 男 君

9番 前 田 徹 一 君

12番 川 尻 成 美 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 宮 尾 秀 行 君

3 欠席議員（1人）

11番 平 松 洋 一 君

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 竹 崎 一 成 君

教 育 長 岩 田 繁 義 君

企画財政課長 川 尾 敏 浩 君

住民生活課長 田 渕 耕 一 君

健康増進課長 田 中 公 広 君

商工観光課長 松 本 俊 造 君

上下水道課長 杉 本 芳 郎 君

生涯学習課長 福 井 成 昭 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君

総 務 課 長 櫻 井 優 一 君

税 務 課 長 元 山 俊 治 君

福 祉 課 長 内 田 照 也 君

農林水産課長 福 田 貴 司 君

建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君

教 育 課 長 白 坂 達 也 君

会計管理者兼会計室長 竹 下 淳 也 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 長 崎 十三男 君 次長（課長補佐） 岡 田 謙 治 君

令和 2 年第 1 回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 新型コロナ ウイルス感染 症について	政府は新型コロナウイルス感染拡大を予防するため、全国に学校の休校やイベントなどの休止を要請した。町民の不安が広がり町として感染拡大予防にどう対応するのか正確な情報提供が重要である。 ① 新型コロナウイルス感染症の実態、検査態勢、医療機関等への支援を含め最新情報はいかにか。また、自治体に対し国の財政支援は具体的にどのようなものか。 ② 役場内に相談窓口を設置する考えはないか。また、「パンフレット」の配布や「防災無線」等で状況に応じて正確な情報を周知する考えはないか。 ③ 4 月以降の相撲大会などイベントや学校行事等の開催有無をどう考えているか。	町 長
		2 地球温暖化 による気候危 機への対策に ついて	地球温暖化が原因で激甚化する自然災害が頻発し、多くの人命が奪われている。温暖化は地球破壊の方向に急速に進んでいる。 ① 気候危機について、町長の認識はいかにか。また、町として気候非常事態宣言を出し対応する考えはないか。 ② 全国で局地的集中豪雨や台風により河川の氾濫、決壊が相次ぎ被害を拡大した。	町 長

		芦北町にある国、県、町管理河川の堆積土砂や護岸、堤防の安全対策はどうか。 ③ 激甚化する自然災害により、河川の氾濫、浸水想定区域の基準を上回る洪水を想定したハザードマップに作り替える必要がある。その考えはないか。 ④ 梅雨前5月ごろに避難の重要性の意識を深めるため、地域別に徹底した避難訓練をする考えはないか。 ⑤ 本町の指定避難所での長期の避難生活を想定し、安全、安心に加えて快適性を向上させる必要がある。プライバシーの確保、仮設トイレなど、また指定避難所である小中学校の体育館への冷暖房を設置する考えはないか。	
3	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせる町づくりについて	高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者が多い地区がある。ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるために近隣住民が気軽に声をかけ合える地域社会の見守り活動が重要である。 ① 孤立に近い状態で暮らしている、ひとり暮らしの高齢者の実態はどうか。 ② ひとり暮らしの高齢者が近隣住民との接点をもち続けられるよう、「見守り活動」をさらに強化する考えはないか。 ③ ひとり暮らしの高齢者の孤	町 長

			立状態や孤立死を防ぐために 町の抜本的対策はいかがか。	
--	--	--	--------------------------------	--

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

平松君から欠席届が出ております。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は1人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、発言を許します。

坂本君。

○4番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。議長の許可のもと、3項目について質問いたします。

最初の質問は、新型コロナウイルス感染症について。

現在の事態は皆さんも御承知と思いますので述べませんが、町民にも大きな影響を及ぼしています。学校関係者の不安とともに町民の中には収入が減って暮らしが成り立たなくなると、大変な心配もあります。新型コロナウイルスに対する施策は国のほうで行われていますが、町民の不安や心配をどこに言えばいいのでしょうか。このようなときこそ役場や議会が町民の苦難軽減に役立つ取組をすべきと思い、一般質問を行います。

それでは、通告に沿って質問します。

政府は新型コロナウイルス感染拡大を予防するため、全国に向けて学校の休校、イベントなどの休止を要請しました。町民の不安が広がり、町として感染拡大予防にどう対応するのか正確な情報提供が重要です。

そこで、お聞きします。

①新型コロナウイルス感染症の実態、検査態勢、医療機関等への支援を含め最新情報はいかがですか。また、自治体に対し国の財政支援は具体的にどのようなものですか。

②役場内に相談窓口を設置する考えはありませんか。また、「パンフレット」の

配布や「防災無線」等で状況に応じて正確な最新情報を周知する考えはありませんか。

③4月以降の相撲大会などイベントや学校行事等の開催の有無をどう考えていますか。

①から③まで、それぞれについてお答えください。

2番目の質問は、地球温暖化による気候危機への対策について。

地球温暖化が原因で激甚化する自然災害が頻発し、多くの人命が奪われています。温暖化は地球破壊の方向で進んでいます。

そこでお聞きます。

①気候危機について、町長の認識はいかがですか。また、町として気候非常事態宣言を出し対応する考えはありませんか。

②全国で局地的集中豪雨や台風により河川の氾濫、決壊が相次ぎ被害を拡大しています。芦北町にある国、県、町管理河川の堆積土砂、護岸、堤防の安全対策はいかがですか。

③激甚化する自然災害により、河川の氾濫、浸水想定区域の基準を上回る洪水を想定したハザードマップに作り替える必要があります。その考えはありませんか。

④梅雨前5月ごろに避難の重要性の意識を深めるために、地域別に徹底した避難訓練をする考えはありませんか。

⑤本町の指定避難所での長期の避難生活を想定した、安全、安心に加え快適性を向上する必要があります。プライバシーの確保、仮設トイレなど、また指定避難所である小中学校の体育館への冷暖房を設置する考えはありませんか。

①から⑤まで、それぞれについてお答えください。

最後の質問は、ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせる町づくりについて。

高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者多い地区があります。ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるために近隣住民と気軽に声をかけ合える地域社会の見守り活動が重要です。

そこでお聞きます。

①孤立に近い状態で暮らしている、ひとり暮らしの高齢者の実態はいかがですか。

②ひとり暮らしの高齢者が近隣住民との接点をもち続けられるよう、「見守り活動」を更に強化する考えはありませんか。

③ひとり暮らしの高齢者の孤立状態や孤立死を防ぐために町の抜本的対策はいかがですか。

①から③まで、それぞれについてお答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は、質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

坂本登議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染症につきましては、本定例会の冒頭でも申し上げましたが、政府から発信される最新情報を的確に把握するとともに、咳エチケットや頻繁な手洗いなど、有効な感染拡大防止策の周知を現在やっておりますが、引き続き行ってまいりたいと思います。

なお、その後の質問につきましては、具体的な内容に及んでおりますので、担当課長から詳しく答弁をさせます。

続きまして、質問の主題2の①についてお答えをいたします。

気候危機につきましては、近年の地球温暖化に起因すると言われる局地的集中豪雨や大型台風等、極端な気象現象の発生や生態系の変化など、急速に気候変動が進んでいる状態のことで、非常に重要で身近な環境問題であると認識をしておるところであります。

また、気候非常事態宣言につきましては、国においてもまだ出されてない状況のようでございますが、本町も環境問題に対しましては、芦北町環境基本計画に基づき事業に取り組んでおりますので、現段階では宣言を出す考えはありません。

なお、残余の質問につきましては、これも具体的内容でございますので、担当課長から答弁をさせます。

質問の主題3につきましても、具体的内容でございますので、担当課長から詳細の答弁をさせます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） おはようございます。

質問の1、③について、お答えいたします。

本町の小中学校におきましては、熊本県教育委員会の要請に基づき、検討の結果、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から3月2日から3月15日までの期間休校としております。3月16日以降につきましては、熊本県教育委員会が昨日3月11日に県立学校の休校期間を延長する決定をいたしましたので、県教育委員会の要請に基づき、検討の結果、町内小中学校においても同様に休校の期間を3月24日まで延長することといたしました。学校行事等につきましては、今月は小中学校の卒業式、幼稚園の卒園式、閉園式、4月には入学式を予定しているところでございます。現段階では御来賓の皆さまを御案内せず最小限の出席者で開催したいと考えているところでございます。

なお、会議等につきましては、書面による決議、資料配付等にとどめ、原則中止しておるところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 田中健康増進課長。

○健康増進課長（田中公広君） おはようございます。

質問の主題１の①について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、令和２年１月に中華人民共和国からWHO世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る感染症で、日本国内では１月１６日に１人目の感染者が確認されております。１月３０日に感染者数が１２人になり、２月１日に指定感染症に指定されております。３月１１日現在、日本国内で１,３２９人、熊本県内で６人の感染者が報告をされております。新型コロナウイルス感染症は、発熱やのどの痛み、咳が長引くことが多く、倦怠感を訴える方が多いことが特徴でございます。罹患しても軽傷や治癒する例もありますが、高齢者や基礎疾患を有する方では重症化するリスクが高いと言われております。また、感染については、飛沫感染と接触感染によりうつると言われております。PCR検査の県内の検査体制につきましては、県の機関である熊本県保健環境科学研究所及び熊本市立の２検査機関があり、１日の検査能力は県及び熊本市の機関合わせて７０件でございます。また、医療機関等への通知については県が医師会等を通じて発出している状況でございます。

次に、②についてお答えいたします。

役場内への相談窓口の設置は現在のところ考えておりません。基本的に疑いがある方の相談に関しては、県内各保健所の相談窓口に限定されておりますので、現在、役場に相談があった場合も水俣保健所の新型コロナウイルス感染症相談窓口、帰国者・接触者相談センターを御紹介しております。パンフレットにつきましては、３月３日発行の町だよりと併せまして、感染症の予防及び相談窓口等を記載したチラシを全戸に配布をしております。防災行政無線につきましては、感染症予防等について現在も放送しておりますけれども、適宜広報を行っております。その他、広報あしきたや町ホームページで広報をしてるところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 質問の主題１の①の後段の部分について、お答えいたします。

３月１１日現在、小学校の臨時休校に伴い、追加で生じる放課後児童健全育成事業に係る費用については、国庫負担割合を１０分の１０として補助する予定である

こと。また、政府の緊急対応策の一部事業で生じる地方負担額の80%を特別交付税で措置する予定であることのこの通知は既に受けてるところでございます。なお、各課に対しまして、新型コロナウイルスに関する補助金交付金の情報収集に傾注するよう既に通知をしたところではございます。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 質問の主題1の③について、お答えいたします。

2月25日に決定された新型コロナウイルス感染症対策の基本方針による国からの要請を受け、町といたしましてもイベント等を開催する関係団体に要請の趣旨を踏まえた開催有無の検討をお願いしておりましたが、佐敷諏訪神社例大祭に併せて開催します九州高等学校選抜相撲選手権大会、赤ちゃん土俵入り及び熊本県少年親善相撲大会並びに神輿巡行については、既に中止の決定がなされております。また、町内保育園等の卒園式、入園式は来賓の案内を中止し、最小限の出席者で開催されます。その他、町民講座開講式は中止とし、芦北町国際交流協会総会及び町体育協会総会については、開催を中止し、書面による決議を考えております。町といたしましては、今後も国の動向、県内の感染状況などを踏まえ、対応してまいります。

質問の主題2の③について、お答えいたします。

質問の浸水想定区域の基準を上回る洪水を想定したとは、水防法に基づく1,000年に1回程度の最大規模降雨による浸水想定区域のことと思いますが、この浸水想定区域設定の指定河川は、球磨川及び県河川のうち4河川が指定されており、河川管理者において浸水想定区域の設定と公表が義務付けられております。なお、本年度内に更新する芦北町総合防災マップには、国管理の球磨川におきましては、想定最大規模の球磨川水系洪水浸水想定区域図が公表されていますので表示をいたしますが、県河川管理については公表されていないので、活用しておりません。

次に、④の質問について、お答えします。

あらゆる災害の避難において住民一人一人が主体的に命を守る行動を取ることが必要であり、自らの命は自ら守る自助と地域で助け合う共助が極めて重要です。地域別の避難訓練につきましては、住民の防災意識を高めるため、自主防災組織を主体とした避難訓練の推進を図っているところです。5月に避難訓練を実施している自主防災組織もありますが、想定する災害に応じた効果的な時期での避難訓練など、自主防災組織と連携を図るとともに、引き続き活動への支援を図ってまいります。

次に、⑤の質問について、お答えします。

平成30年第5回議会定例会でもお答えいたしましたが、避難所開設の長期化が予想される場合は、冷暖房設備の整った主要5箇所の避難所に集約することとしています。また、地震時に天井構造が危惧されています町民総合センターのアリーナ

部分につきましては、令和２年度の当初予算に改修工事に係る設計業務委託料を要求し、令和３年度に改修工事の予定としておりますので、完了後は町内で大規模な収容人数を誇る町民総合センターを主要避難所に追加する考えです。このことから、小中学校の体育館へのエアコンの設置は現在のところも考えていません。また、避難所のプライバシーの確保につきましては、現在、段ボール間仕切りを備蓄しているところですが、生活環境面での快適性を向上させるため、防災マットや毛布等の備蓄もしているところです。今後も避難所運営に必要な備品の検討や数量の確保に努めていきたいと考えています。仮設トイレにつきましては、リースでの対応を考えております。また、簡易トイレの備蓄も行っております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 質問の主題２の②について、お答えします。

国が管理する球磨川は継続的に堆積土砂の撤去を実施されております。県管理の河川におきましては、土砂撤去や護岸整備を随時実施しており、今後も重要度や優先度を踏まえ対応していくとのことです。町管理の河川におきましても、河川の流れを阻害している樹木の伐採や堆積土砂の撤去、また護岸の補修など、必要に応じ随時対応しております。今後も堆積土砂や護岸など対策が必要な箇所は国・県に対し引き続き要望するとともに、現場点検を重視し、総合的な治水対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 質問の主題３の①について、お答えいたします。

芦北町から民生委員・児童委員に毎年依頼をし、平成３１年４月１日現在で調査した中では、孤立に近い状態で暮らしている一人暮らしに該当する高齢者はおられません。

次に、②の質問について、お答えいたします。

現在、本町におきましては、民生委員・児童委員や老人クラブにおいて一人暮らし高齢者宅の訪問活動を定期的に行い、孤立防止に努めています。また、芦北町見守りネットワークや熊本見守り応援隊においては、各事業所と協定を締結し見守り活動を展開しています。さらに、水俣・芦北地域見守り活動推進事業においては、地域福祉活動推進委員による一人暮らし高齢者の安否確認や、地域住民が参加する災害図上訓練では、一人暮らし高齢者がどこに住んでいるかなどの把握を行っています。そのほか、介護保険事業における食の自立支援事業では、配食と併せて一人暮らし高齢者の安否確認を行い、緊急通報システム事業では警備会社による２４時

間の緊急通報体制や定期的な安否確認コールにより、迅速かつ適切な対応に努めており、見守り活動の強化は十分果たされているものと考えます。

次に、③の質問について、お答えいたします。

民生委員・児童委員や老人クラブにおける見守り活動、芦北町見守りネットワーク、熊本見守り応援隊などの各種事業を展開し、高齢者が安全で安心して暮らせるよう、各事業所や関係機関が一体となって見守り活動に取り組んでいます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○４番（坂本 登君） 新型コロナウイルス感染症について、再質問をいたします。感染症の実態、検査の体制、医療機関等への支援を含め、最新情報についてそれぞれ概要を答弁されました。気になった答弁に再質問をしていきたいと思います。

②の役場内に相談窓口の設置は考えてないと答弁されました。非常事態というべきこの時期に、町民の不安や心配をどこに言えばよいのでしょうか。このようなときこそ役場内に相談窓口の設置をして、町民の声を聞くべきです。安倍晋三首相は先月２７日、国民生活に広く影響をするイベントの自粛や全国一律の休校要請など、独断とも見える形で唐突に打ち出してきました。芦北町もこれを受けてイベントの中止、学校の休校を決めました。政府はここに生じる経済的損失などの穴埋めに対応策を発表しました。緊急対応策第１弾に続き、１０日の閣議で学校の臨時休業の影響で収入が減るフリーランス、個人事業主の人への助成などを盛り込んだ緊急対応策第２弾を決めました。厚生労働省は正規、非正規を問わず、１人当たり日額上限８,３３０円の助成金、フリーランス、個人事業主にも助成金制度を適用し、１日当たり一律４,１００円を給付することを決めました。また、休校で不要になった給食に使う食材についても、政府はキャンセルになった分の代金を予定どおりに支払う費用を国が負担すると対応を決めました。

このようなことから町長にお聞きをいたします。新型コロナウイルスによりイベントの中止、学校の休校などの影響により、飲食店や小売店など町民の経済的不安は大きく、国のこうした対応策に対する町民の問合せや申請方法など、相談窓口が必要となります。担当課に設置するように検討を指示してください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 本町における状況は既に聞き取り等もやっておりますけども、ただいまの御提議につきましては、また担当課と協議をしてみたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○４番（坂本 登君） 次に、③の学校行事等開催の有無について、２回目の質問をいたします。１６日以降、２４日まで延長したと答弁されました。

そこで、住民の声を紹介します。お聞きください。30代の女性の方です。「突然学校の休校が決まり、子供たちのお昼ご飯が大変です。仕事先から毎日帰ってきて準備してまた仕事に行きます。改めて給食のありがたみが分かりました。子供は、15日に今後どうなるか先生が言われるみたいと言っていますが、家の中で過ごすのが長引けば、子供たちも外で体を動かしたくてストレスがたまり、学校のグラウンドを解放して使用できるようにしてほしい。」という声です。

日本共産党の田村智子参議院議員は、9日の参議院予算委員会で「新型コロナウイルス対策として全国一律の休校要請で子供たちの学校での学び、遊び、成長する権利が制限された上、就学援助を受けている世帯などは、学校給食がないことで子供の健康と家計が直撃を受けている。」として、希望者への学校給食について国の費用負担で提供してほしいと求めました。学校給食に関して萩生田光一文部科学大臣は、「子供の居場所確保の点から昼食を提供することも自治体の工夫の一つ。家庭の経済状況が厳しい児童・生徒にどう対応できるか検討したい。」と答えました。

ここで担当課長にお聞きします。学校給食に関して、萩生田光一文部科学大臣が「子供の居場所確保の点から昼食を提供することも自治体の工夫の一つ。家庭の経済状況が厳しい児童・生徒にどう対応できるか検討したい。」と答えたのを受けて、芦北町の児童・生徒の希望者に昼食又は給食の提供をする考えはないか。また、学校のグラウンドを解放し、使用できるようにする考えはないかお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君、今の学校給食のことについては、この質問の通告書には書いてありませんので、答えられればそれで答えてもらいたいと思います。

答えられますか、今の質問。答えられる範囲で、白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

急な休校でそれぞれの家庭で御苦労されているということは十分理解をしているところでございます。給食の提供につきましては、パンや牛乳、それから野菜や肉などの食材を事前に提供する前の週に注文をする必要がございます。また、調理につきましては、まとまった数の食数が必要となり、不確定な人数の、また少人数の児童・生徒への提供は難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） もう1点、学校行事等の開催の有無について質問をいたします。

熊本県等々では延長を決めたということでしたが、このことも一つ国の事例で、今度は教育長にお聞きをいたします。安倍晋三首相が新型コロナウイルスの感染防止のために全国一律の休校要請をしたことについて、3月3日の参議院予算委員会の基本的質疑で日本共産党の小池晃参議院議員は、「学校には保健室や給食があり

生徒の様子を見る教員がいるなど、安全装置としての大きな役割がある。」として、「1 か月近い休校は親にも子供たちにも大きな負担を強いることになるという危機意識はあるのか。」と指摘し、全国一律の方針を見直し、改めて各自治体の自主的な判断に委ねるべきだと主張しました。これに対して萩生田光一文部科学大臣は、「設置者が学校を開くという判断をされればそれは尊重する。」と答え、小池氏は、「全国一律ではなくなった。自治体の判断と理解した。」と述べました。

教育長にお聞きします。萩生田光一文部科学大臣が「設置者が学校を開くという判断をされればそれは尊重する。」と答弁したことは、国が要請しても必ずそのとおりにする必要はないということです。4月以降の小中学校の対応について、学校関係者、保護者、児童・生徒から意見を聞き、熊本県及び芦北町の感染状況など議論し、町独自に総合的に判断する考えはありませんか。お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 大変危機感につきましては、私自身非常に感じているところでございます。町独自の先に判断についてということでお問合せされてございますけれども、当然、判断する上では根拠が必要になってまいります。熊本県内の状況においては熊本県が一番把握しておりますし、その熊本県教育委員会の状況判断、又は対応状況、それと各市町村への教育委員会への要請に基づきまして、当然、各市町村の教育委員会が検討を重ねてまいっております。当然、私どももそのとおり検討をさせていただきます。その結果、本町の対応を決定しているところでございますので、是非、御理解いただきたいなと思っております。

また、学校での受入れというところでございますけれども、この件につきましても、現在まで学校側からそういう問合せ等々もあっておりません。当然、そこは今後また検討をさせていただきたいなと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 先ほどちょっと担当課長の答弁で聞き漏らしましたので、もう一度お願いします。グラウンドの使用解放には何と答えられましたか。もう一度お願いします。

○議長（宮尾秀行君） 福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） 学校グラウンドだけではなくて、現在、体育施設等も休業させていただいておりますけれども、今回の感染拡大のリスクを下げるための措置であります。多人数での活動、又は近距離での会話を避けるなどが要請されております。今回、臨時休業しております体育施設等につきましてもそのようなことを踏まえて実施しているものでございますので、グラウンド解放について、現時点で

は考えてはおりません。

なお、通常の開場時におきましても、個人での散歩とかランニングなどについては行われておりますので、全てを妨げるものではないというふうに考えております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） それはこの臨時休校以外の春休み期間もそういうふうに自粛するということでもいいんですか。

○議長（宮尾秀行君） 福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） 今現在では、先ほど教育長申しましたとおり、小中学校の休校につきまして24日まで延期というふうになっておりますので、そのほか体育施設等につきましても今後協議をしてみたいと思いますが、延長の方向で今考えてるところではございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 今回質問した新型コロナウイルスの影響はワクチンがなく、予防接種ができないことが一番の不安要因で、いつまでこの状態が続くのか、町の経済や町民所得に大きな影響が出る可能性があります。町民の苦しみや困っていることを行政はこういうときだからこそ相談窓口を設置し、町民の不安や心配に寄り添い、要求を聞き、要求実現に向け行政と議会が一丸となって取り組み、必要な財源は国に対し、さらなる財政措置の要求をすることを申し上げ、次の質問に移ります。

次に、地球温暖化による気候危機への対応についてお聞きします。

町長から気候危機は重要で身近な問題。気候非常事態宣言は現段階では考えていないと答弁されました。災害被害の激甚化、頻繁化を減らすには、気候危機に対する認識と行動なしに考えにくいと思います。昨年12月に開催されたCOP25、国連気候変動枠組条約第25回締約国会議は、温室効果ガス削減目標の引上げを促す決議には合意したものの、パリ協定の運用ルール決定が先送りされ、世界の人々を失望させる結果となりました。地球規模の気候変動をめぐって、もはや問題の先送りは許されない非常事態、文字どおりの気候危機に人類は直面しています。昨年12月に発表された国連環境計画報告では、現在各国から出されている目標どおりに削減したとしても、世界の平均気温は産業革命前に比べて今世紀中に3.2度上昇し、現在の排出ペースが続けば3.2度から3.9度上昇すると予測され、地球は破局的事態に陥ります。

こうした中、世界的規模で気候変動の抑制を求める運動が広がっています。昨年9月末に行われたグローバル気候マーチには、日本を含む185か国で760万人以上の若者や市民が参加し、史上最大規模の世界的デモの参加者数となりました。世界中の若者たちが「私たちの将来を燃やさないで。」と立ち上がっています。中

でも17歳のスウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリさんの存在感は圧倒的でした。グレタさんのメッセージはシンプルです。「一番危険なのは行動しないことではなく、政治家や企業が行動しているように見せかけること。科学者の声に耳を傾けるべきだ。」と訴え、世界中の若者に共感を広げています。

グレタさんの発言をいくつか紹介します。2018年12月、COP24では、「あなた方は自分の子供たちを何よりも愛していると言いつつ、その目の前で子供たちの未来を奪っています。」。2019年9月、国連機構アクションサミットでは、「苦しんでいる人々がいる。死んでいく人々がいる。生態系全体が崩壊している。私たちは大量絶滅の始まりにいるというのに、あなたたちが話すことといたってお金のことや永遠に続く経済成長というおとぎ話ばかり。若者たちはあなた方の裏切りに気づき始めています。未来の世代の目はあなた方に向けられています。」、2019年12月、COP25では、「気候危機に立ち向かうよりも大人たちはこのCOP25で抜け穴づくりに熱心だ。変化は政府や企業からはもたらされない。変化をもたらすのは人々であり、人々が希望です。」と訴えています。

こうしたグレタさんに対して、日本は環境問題だけでなく経済も大切なことを大人がグレタさんに教えてあげなければいけないとか、小泉進次郎環境大臣は、「自分たちに対する糾弾に終わってしまっっては、私はそれも未来はないと思っている。」と批判しました。こうした意見は気候変動についての知識や理解がない人たちの発言です。気候変動の問題に少しでも知識や関心があれば、グレタさんの言葉が心に響くはずです。現代の世界を理解していないのはどちらか、未来はないのはどちらか、あまりにも明瞭ではありませんか。若者の真剣な訴えを聞く力を持たない政治家は恥ずべきことであることを自分自身が知るべきです。日本でも台風、豪雨災害の大規模化、猛暑による農産物への打撃、海水温上昇による不漁など、気候変動の深刻な影響が現れています。

ここで町長にお聞きします。先ほど宣言は現在のところ考えていないと答弁されました。今や気候変動ではなく気候危機とも言うべき事態が進行していると全町民が認識することが重要です。人類は我々の世代だけではありません。30年先、50年先、100年先も続きます。気候危機の問題は先送りできない重要課題です。今から始めないと次の世代に先送りできないのです。町民とこの認識を共有し、次代を担う子供たちのために、町として気候非常事態宣言を出して気候危機に対する行動を起こし、発展させてほしいがいかがでしょうか。町長、もう一度考えて検討していただきたい。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 全国1,700余りの自治体がありますけども、その中で宣言

した自治体が14と聞いております。その中で900を超える町村レベルでは4団体であります。宣言した自治体とうちの取組、宣言してない町を取組であります、どちらが真剣に取り組んでいるか、これを比較検討する必要があると思いますが、私は公害の原点といわれる水俣病問題を抱える我が町としては、様々な取組をしておるところでございます。

なお、具体的にお尋ねになるということであれば、担当課からきちんと具体的に答弁をさせたいと思っております。環境問題につきましては、今朝も私は自ら生ごみも燃やすごみも出してまいりました。私はごみ処理担当でありまして、誰よりもやはり環境問題には心を配しておるところであります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 重々分かった上で質問をしている。だからこそ自治体で宣言をして世界にやっぱり呼び掛ける。日本国内にも呼び掛ける先頭に立ってほしいと。町長は常日頃から施策に対して、国がしないのなら我が自治体で何ができるか。そういうふうに常に率先した行動を取っておられるのは重々私はよく理解しております。その上でこういう国際向け、全世界、地球の問題としてやっぱり発信していく。それには芦北町長、行いからしてぴったりじゃないかと思しますので、前向きな検討をお願いをいたします。

次に、河川の堆積土砂、護岸、堤防の安全対策について再質問をいたします。今後も災害被害の激甚化、頻繁化が予想され、防災・減災対策の抜本的強化が求められます。総務省は昨年の台風19号で多くの河川が氾濫し、多数の死者、住宅の全半壊や床上・床下浸水を受けて、人家の危険度の高い河川等の緊急的な浚渫経費に対して特例措置として緊急浚渫推進事業費の創設が20年度の地方財政計画の目玉として強調されています。これは自治体が単独事業として実施する河川等の浚渫などを支援するもので、地方債の発行を認めることに踏み切ったものです。地方債の充当率は100%、元利償還金に対する交付税措置は70%で、緊急防災・減災事業債と同等の有利な地方債です。期間は5年間で20年度は900億円を予算化し、以降、毎年1,000億円を見込んでいます。対象は対象分野の個別計画に緊急的に実施する必要があると位置付けた浚渫です。国交省から各自治体に優先順位の基準が4月ごろに示されるとされています。

ここで担当課長にお聞きます。こうした制度を積極的に活用して新しくつくるハザードマップの浸水地域の人家への危険度に応じて、身近な河川の総点検とともに、河川の本線と支線の合流点や川幅の狭くなる区間について、集中的、重点的に計画し、地域住民の安全を確保するよう対応を考えていただきたいがいかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

新しい浚渫事業の基準を満たし活用できるようであれば、積極的に取り組んでいく考えでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○４番（坂本 登君） いい制度が４月から提案されますので、是非、活用していただきたい。

次に、避難所の快適性について、５つの避難所に集約すると答弁されました。

ここで住民の声を紹介します。７０代の方です。「何年か前、台風が直撃するということで避難所に行き、夕方から朝までいたが、横になるだけでゆっくり寝ることができなかった。幸い台風の被害はなくて良かったが、プライベート空間はないし、毛布だけで床は固いし、よっぽどのことがない限り、もう避難所にはいきたくない。」といわれました。

一晩過ごすだけでもこういう思いをされた方がいるんです。長期避難となればなおさらのことではないでしょうか。日本では地震、台風、豪雨災害の大規模化が現実化し、全国に長期避難所の環境改善が課題です。住宅が被災し、あるいは地域のライフラインが損壊し、自宅での生活ができなくなった被災者は指定避難所における生活を余儀なくされます。現状の指定避難所は長期避難を想定しておらず、生活環境の劣悪さが全国的に指摘されています。全国では体育館や学校教室での冷たい床での集団雑魚寝やプライバシーの無配慮、専用スペースの狭さ、トイレが少なく男女共有の和式トイレも課題です。体育館の空調設備が未整備、食事は日々同じ食材で温かい調理はなし、寝食同室、着替えスペースなし、寝具は毛布１枚のみ等々が一般的であり、足腰の弱い高齢者や持病を抱える人、アレルギーのある人などは無論、健康な人でも精神的ストレスを蓄積させ、体調を崩すような環境です。このような避難環境は住民の避難行動を敬遠させ、避難をちゅうちょさせる要因にもなっていることから、避難所での生活環境の質の改善が欠かせません。

担当課長にお聞きします。こうした避難所での生活環境の質の改善は、被災者の基本的人権や人としての尊厳を保障する観点が必要であり、行政の義務として行わなければなりません。これは２０１６年に内閣府の避難所運営ガイドラインで参考にすべき国際基準としてスフィア基準が紹介されています。避難所はまず快適であるべきとする価値観が今や一般的です。災害後の支援活動のベースであり、被災者の尊厳を守る国際基準スフィア基準等を参考にして、避難所の快適性を向上させる考えはありませんか。お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） ただいま申されたとおり、内閣府が示す避難所運営ガイドラインにもスフィア基準による記載がございますので、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 次に、一人暮らしの高齢者が安心して暮らせる町づくりについて、2回目の質問を行います。

この質問の準備として、事前に高齢者の一人暮らしの世帯数を資料請求させていただきました。令和2年1月31日現在、65歳から74歳まで男251世帯、女264世帯、計515世帯、75歳以上、男242世帯、女906世帯、計1,148世帯、合計すれば65歳以上の一人暮らしの世帯が1,663世帯あることになります。今回の質問は、一人暮らしでも特に人や社会との交流が極端に少ない人や引きこもりがちな人をどうすればいいのかを考えていただきたくて提案します。

住民の声を紹介します。80代の方です。「2週間に1回買物に行く以外は、人と会うことも話をするともありません。誰かが訪ねて来ることもないし、足が不自由なのでトイレやお風呂で転んだりしても、誰も知らんでいつちよくとじゃなからうかな。用心はするけど、こればかりは分からんけんな。」と言われました。

次に、70代の方は、「連れ添いが亡くなってから、徐々に近所付き合いがなくなり、人と話すこともほとんどない。もし何かあっても頼る人もいない。金銭的に余裕がないので、だんだん引きこもりみたいになっている。どうしたらよかつじゃろか。」と切実な声です。

担当課長にお聞きします。孤立状態の人はいないと答弁されました。学校現場では児童・生徒に対するいじめの把握ができていなくてもいじめは必ずあるという思いで対応をするのと同じように、孤立状態の町民は必ずいると思って対策を考えていただきたい。私が紹介した声は一部にすぎないと思います。町がその気になれば孤立状態の町民がいることを把握できると思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君、時間ですので、これで質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 本日の日程はこれで終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦勞様でした。

—————○—————

散会 午前10時54分

令和2年第1回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年3月13日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第11まで）

- 第 1 議案第 3 号 令和2年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 4 号 令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 5 号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 6 号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 7 号 令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 6 議案第 8 号 令和2年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 7 議案第 9 号 令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 8 議案第10号 令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 9 議案第11号 令和2年度芦北町水道事業会計予算
- 第10 議案第12号 芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について
- 第11 議案第13号 芦北町学校教育施設整備基金条例の制定について
- 第12 議員派遣の件

（一括議題＝日程第13から日程第17まで）

- 第13 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第14 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第15 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第17 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

追加日程

- 第 1 発議第 1 号 町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会設置の決議について
- （閉 会）

2 出席議員（15人）

1 番 藤 井 公 輔 君

3 番 林 田 燿 宏 君

4番 坂 本 登 君
 6番 寺 本 順 一 君
 8番 白 坂 康 浩 君
 10番 元 山 秀 志 君
 12番 川 尻 成 美 君
 14番 岡 部 恵美子 君
 16番 宮 尾 秀 行 君

5番 宮 内 道 則 君
 7番 古 村 逸 男 君
 9番 前 田 徹 一 君
 11番 平 松 洋 一 君
 13番 寺 本 修 一 君
 15番 草 野 安 道 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	櫻 井 優 一 君
企画財政課長	川 尾 敏 浩 君	税 務 課 長	元 山 俊 治 君
住民生活課長	田 淵 耕 一 君	福 祉 課 長	内 田 照 也 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	松 本 俊 造 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
生涯学習課長	福 井 成 昭 君	会計管理者兼会計室長	竹 下 淳 也 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長 崎 十三男 君	次長(課長補佐)	岡 田 謙 治 君
--------	-----------	----------	-----------

議 員 派 遣 の 件

次のとおり議員を派遣する。

全国町村議会議長会議長・副議長研修会

期 日 令和2年5月25日（月）

場 所 東京国際フォーラム（東京）

目 的 分権時代に対応する議会の活性化に資するため

派遣議員 副議長

熊本県町村議会議長会正副議長による県関係国会議員への要望活動

期 日 令和2年5月26日（火）

場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京）

目 的 県内町村政策要望

派遣議員 副議長

令和2年3月13日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

議事に入る前に一言発言をいたします。昨日の坂本君の一般質問30分使ったことでありますけれども、少し強い表現にて打ち切りを行いました。以前の坂本君の一般質問のときにも、前段が長すぎれば1つ1つの質問があまりできないんじゃないかというようなことを議場でアドバイスをしたことがございます。今後、一層円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願いをいたします。今後配慮したいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

- 第 1 議案第 3 号 令和2年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 4 号 令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 5 号 令和2年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 6 号 令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 7 号 令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 6 議案第 8 号 令和2年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 7 議案第 9 号 令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 8 議案第10号 令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 9 議案第11号 令和2年度芦北町水道事業会計予算
- 第10 議案第12号 芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について

第11 議案第13号 芦北町学校教育施設整備基金条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第1、議案第3号「令和2年度芦北町一般会計予算」から日程第11、議案第13号「芦北町学校教育施設整備基金条例の制定について」までを一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託をしておりましたので、委員長に報告を求めます。

質疑は、3人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、白坂総務常任委員長。

○総務常任委員長（白坂康浩君） 改めまして、おはようございます。

総務常任委員長報告。

総務常任委員会に付託されました、議案第3号「令和2年度芦北町一般会計予算」

及び条例1件について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第3号「令和2年度芦北町一般会計予算」について申し上げます。

令和2年度の一般会計予算総額は、前年度比11億6,200万円減の98億2,300万円が計上されています。地方交付税は、合併算定替えにより上乗せの終了や町税の増などにより前年度比1億1,200万円減の34億8,200万円が見込まれ、町債は、臨時財政対策債など6億9,890万円が措置されています。

企画財政課では、前年度比8,453万4,000円の増の14億3,274万7,000円が計上されています。

増額の主な要因は、ふるさと応援寄附金の増に伴う事務経費の増などによるものです。

芦北高校総合支援事業、移住定住対策、公共交通対策など継続して取り組まれます。

ふるさと応援寄附金事業では、芦北町の魅力発信と、寄附者のリピート率向上に向けた季節ごとのパンフレットを作成するなど、町内企業等と連携し充実が図られます。

主な質疑を申し上げます。乗合タクシー（まちなか）運行経路の検討業務委託料と乗合ワゴン実証運行委託料についての質疑があり、乗合タクシー（まちなか）運行経路検討業務委託料は、乙千屋や湯南など、まちなか周辺の公共交通空白地域での試験運行のための委託料で、乗合ワゴン実証運行委託料は、再編後もツクールバスに移行していない2路線分の委託料であるとの答弁がありました。

総務課では、前年度比691万5,000円増の13億9,261万8,000円が計上されています。

増額の主な要因は、各種基金の積立額の増などによるものです。

時代の変化や行政の課題に対応するため、効率的な行政の組織の見直しや定員の適正化など、行政組織の強化に努められます。

防災対策では、令和2年度から新たに地域団体や町民の自主的な防犯及び交通安全活動を支援するため、防犯カメラを設置する者に対し補助金を交付し、安全安心なまちづくりの推進が図られます。

主な質疑を申し上げます。個別施設計画策定支援業務とはどのようなものかとの質疑あり、200㎡以上の55の施設において建物の劣化状況等を確認できる「施設カルテ」の作成を行い、建物の劣化状況のほか、利用頻度、維持経費を把握し、長寿命化を図るものであるとの答弁がありました。

議会事務局では、議会費、監査委員費において、1億1,676万8,000円が計上されています。議員1名の欠員による議員報酬等の減により前年度比378万

3,000円の減額となっています。

会計室では前年度比163万1,000円増の357万2,000円が計上されています。

主な質疑を申し上げます。指定金融機関職員派遣手数料は、今回初めて予算計上されているが、他市町村はどのようになっているのかとの質疑があり、JAを指定金融機関にしている市町村は、本町を含め10市町村あり、2つの町で支払っているとの答弁がありました。

税務課では、前年度比558万2,000円減の1億3,119万9,000円が計上されております。

減額の主な要因は、地方税共通納税システム導入等委託、土地情報データ座標変換業務委託の業務完了などによるものです。

主な事業として、固定資産税課税土地評価業務委託など、賦課徴収、税務の業務に関して必要な経費が計上されています。

主な質疑を申し上げます。歳入の固定資産税が増額となった要因について質疑があり、償却資産に係る総務大臣配分額の増額によるものと答弁がありました。

以上、質疑終了後は、討論もなく、当委員会に付託されました議案第3号「令和2年度芦北町一般会計予算」につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について」御報告申し上げます。本案は、本町の職員が公務を遂行する上で受ける不当な要求等に対して、町として統一的な対応方針等を定め、的確に対応することにより、職員の公正な職務の執行を図り、町政に対する町民の信頼を確立することを目的に制定するものであるとの説明がありました。

主な質疑を申し上げます。「社会的相当性を逸脱した手段により機関誌及び図書等の購入」とあるが、どのようなもの想定しているのかとの質疑があり、発注していないにもかかわらず、一方的に機関誌などを送りつけ、後日、請求書を送付し代金を支払うよう要求する行為などを想定しているとの答弁がありました。次に、この条例で規定する不当要求がこれまでにあったと考えていいのか、また、あったのであれば具体的に説明してほしいとの質疑があり、その地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して、町が発注する工事の資材調達に関し、特定の事業者等が有利な取扱いを受けるよう要求する不相当と思われる行為があったとの答弁がありました。質疑終了後は討論もなく、議案第12号「芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について」につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、具体例の説明において、その地位を利用し影響力の行使と疑われるのは、芦北町議会議員及び団体役員と認識している旨の答弁もあっています。

以上で総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 次に、宮内建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（宮内道則君） おはようございます。

建設経済常任委員長の報告を申し上げます。

建設経済常任委員会に付託されました令和２年度予算関係５議案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第３号「令和２年度芦北町一般会計予算」について申し上げます。

まず、建設課では、交通・情報通信ネットワークの整備に関する事業において、社会資本整備総合交付金を活用し、町道の舗装工事や橋りょうの定期点検、補修工事などが実施されます。このほか町道の整備について、計画的な改良工事や維持補修工事、交通安全施設設置工事など通行の安全確保のための予算が措置されています。

県道関係については、引き続き改良工事などに係る負担金が措置されています。

次に、安全・安心なまちづくりに関しては、排水対策事業として、３地区の地区内排水路整備事業補助金と、砂防費として７地区の急傾斜地崩壊対策事業費負担金、また、引き続き危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金が措置され、住民の安全安心の向上を図るための事業が計画されています。

快適で住みよい暮らしづくりにおける住宅等の整備では、長寿命化計画に基づき五本松団地の外壁工事が実施され、ほかの団地においても適正な維持管理など、入居者の住環境整備向上のための予算が措置されています。

以上、歳出総額は６億２，００２万円で、前年度比２１．９％の減となり、減の主な要因は町道射場芦北線改良工事の終了によるものとなっています。

委員から、河川の浚渫について、４月から交付金等を活用した取組が始まるようであるが、これに取り組む考えはないかとの質疑に対し、今のところ対象となる河川の基準が示されていない。詳細が分かり活用できるなら積極的に取り入れていきたいとの答弁がありました。

次に、農林水産課の農業振興については、新規就農者を支援するため、国の農業次世代人材投資資金を活用し、次代を担う人材の確保と育成に取り組むとともに、労働力を確保するため農作業の委託に対する支援の予算が措置されています。

農業委員会では、担い手への農地集積を図りながら、耕作放棄地の発生防止や解消に努め、農地利用の最適化に向けた取組が計画されています。

果樹振興では、優良品種の苗木導入、品質向上資材の購入及び生産基盤となるハ

ウスの修繕などに対する支援が引き続き行われます。

また、畜産業については。優良血統の素牛導入に対する支援など、更なるあしきた牛のブランド化に向けた取組が計画されています。

鳥獣被害対策では、猟友会への有害鳥獣捕獲等に対する支援を継続するとともに、狩猟免許取得支援を始め、防護柵や電気柵設置などの支援に関する予算が措置されています。

農業農村整備については、国見地区及び芦北宮浦地区などの、基盤整備を推進するとともに、計石地区の基盤整備実現に向けた取組も行われます。

林業振興では、利用期に達した森林の伐採や搬出作業に伴う支援が引き続き計画され、皆伐後の荒廃や苗木の食害を防ぐため、植林や下刈り作業及びシカネットの設置に対する支援も予算措置されています。

また、森林経営管理事業として、森林環境譲与税を財源とし、森林所有者の意向調査及び未整備森林の整備を行うための森林経営管理権設定の取組が行われます。

漁業の振興については、農林水産省の地理的表示（G I）保護制度に登録された、田浦銀太刀の更なるブランド力強化に対する支援が、また、漁港整備事業では田浦及び牛の水漁港海岸施設の機能診断調査が計画されています。

以上、歳出総額は4億5,226万8,000円となり、前年比2.6%の増となっています。

委員から、不知火海海底耕運はどのようなことを行うのか。また、実施場所はどこを予定しているのかとの質疑に対し、うたせ船のケタを利用し、海底を掘り起こし清掃する作業で、井牟田地先の約100haを予定している。なお、この事業は今後も計画的に実施する予定であるとの答弁がありました。

次に、上下水道課では、農業集落排水事業及び生活排水処理事業特別会計繰出金のほか、浄化槽設置整備事業については、合併浄化槽45基分の補助金が計上されています。

また、飲料水供給施設整備事業では、小規模集落における安定的な生活水の確保に向け、3水道組合に対しての補助金が措置されており、歳出総額は2億690万6,000円、前年比2.1%の減となっています。

委員から、飲料水供給施設支援事業における3組合への補助はどこの地区かとの質疑に対し、桑原地区水道組合、大野の泥泪下地区水道組合、高岡の鳥屋尾水道組合であるとの答弁がありました。

次に、商工観光課の商工業振興については、町内での消費喚起による地域経済への活性化を図るため、プレミアム付商品券発行補助金が引き続き措置されています。

企業誘致については、IT企業の集積に向け廃校等を活用したサテライトオフィ

ス誘致活動とともに、進出したＩＴ企業と連携し、ＩＣＴを活用した地域課題解決への取組が行われます。

観光振興については、観光うたせ船を活用した観光商品の販売や、町内を舞台としたアニメを活用した情報発信とともに、観光うたせ船の担い手確保のため、地域おこし協力隊の確保の取組が行われます。

芦北海浜総合公園、御立岬公園、温泉センター及び物産館については、計画的な施設の維持修繕等のための予算が措置され、利用環境の改善や適正な施設運営に努めるとともに、御立岬公園については、キャンプ場等の新たな整備も視野に入れた活性化計画策定の取組が計画されています。

歳出総額は４億７，８９８万８，０００円、前年比０．１％の増となっています。

委員から、サテライトオフィスなど企業進出に伴う雇用はとの質疑に対し、旧計石小では２社が操業し２名が移住され、１名が地元雇用されている。今後も２社程度の進出を見込んでいる。旧小田浦小に進出した企業は５名程度を採用し、３月末から操業予定であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第３号「令和２年度芦北町一般会計予算」については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第６号「令和２年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

令和２年度は、処理施設の長寿命化を図るため、芦北地区処理場の更新のため、実施設計に係る予算が措置されています。

委員から、総務管理費において、令和元年度と比較し９５４万５，０００円増となっているが、その要因は何かとの質疑に対し、芦北地区処理場更新事業に係る実施設計委託による増であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第６号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７号「令和２年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算」について申し上げます。

令和２年度も、町が管理する浄化槽からの放流水の状態に応じ、効率的な管理が計画されており、歳出総額は５，８００万円、前年比１．８％の増となっています。

委員から、町内において、し尿の汲み取りを行っているのは何割ほどかの質疑に対し、汚水人口普及率は６８．７％となっており、約３割が汲み取り及び単独浄化槽であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第７号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号「令和 2 年度芦北町有温泉事業特別会計予算」について申し上げます。

各施設において経費増加に対応するための入浴料の見直しが行われ、快適な利用環境を確保するための予算が措置されており、歳出総額は 1 億 1,300 万円、前年比 8.7% の増となっています。

委員から、料金改定において、湯浦温泉センターと計石温泉センターの 3 歳未満の入浴料が無料になっていない。今後、無料とするよう検討する考えはないかとの質疑に対し、利用実態や民間との調整も必要と思われるので今後の検討課題としたとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第 8 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 11 号、「令和 2 年度芦北町水道事業会計予算」について申し上げます。

令和 2 年度は、水道の安定供給のための施設や管路の更新及び耐震化のための予算が措置されており、今後も水道事業長期計画に基づき、老朽化した施設等の更新を行い、安定した事業経営に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、水道事業の民営化について、どのように考えているかとの質疑に対し、昨年の一般質問でもお答えしたが、芦北町の経営は安定しており、民営化を検討する段階ではないと考えているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第 11 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） ただいま、宮内建設経済常任委員長の報告がございましたけれども、4 ページの上から 8 行目、歳出総額は「5 億 8,000 万円」という表示がございますけれども、これは「5,800 万円」の間違いでありますので、訂正をよろしくお願いをしたい。

最後に、林田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（林田耀宏君） おはようございます。

文教厚生常任委員会に付託されました令和 2 年度予算関係 5 議案及び条例の制定 1 議案について、審査の経過及び結果を報告申し上げます。

はじめに、議案第 3 号「令和 2 年度芦北町一般会計予算」について申し上げます。

福祉課では、前年度に対し 1 億 7,221 万 3,000 円減の 23 億 5,103 万 9,000 円が計上されています。

減額の主な要因は、保育所等整備事業補助金の減などによるものです。

高齢者福祉においては、第7期事業計画に基づき、ひとり暮らし高齢者等への緊急通報装置貸与事業、施設入所・老人クラブ活動などへの支援を引き続き行うとのことでした。

障害者福祉においては、障害者プランに基づき、関係機関・団体と連携を図りながら適切な福祉サービス等の提供に努めるという説明がありました。

主な質疑について申し上げます。災害時避難行動要支援者避難支援事業の減額理由は何かとの質疑に対し、同事業システム導入委託料の減によるものとの答弁がありました。

住民生活課では、前年度に対し1,081万7,000円減の12億9,530万6,000円が計上されています。

減額の主な要因は、後期高齢者医療事業負担金及び水俣芦北広域行政事務組合負担金の減などによるものです。

各業務においては、マイナンバーカードやパスポート申請などの事務処理に努めるとともに、「うたせ船で水俣病を学ぶ講座」、「もやい祭り」及び水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業に引き続き取り組んでいくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。海岸漂着物対策関係で具体的な内容はどの質疑に対し、漂着ゴミの回収については芦北町漁協、処分については町が許可をしている業者に委託をしているとの答弁がありました。

健康増進課では、前年度に対し、69万4,000円減の2億579万3,000円が計上されています。

平成30年度から6年間を計画期間とする「芦北町健康づくり推進計画」に基づき事務事業を行っており、令和2年度については、新たに芦北町子育て世代包括支援センターを健康増進課内に設置し、妊婦期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築していくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。予防接種事業の増額理由は何かとの質疑に対し、令和3年度までの追加的対策事業で、対象者に対して風しんの抗体検査と予防接種を行うとの答弁がありました。

教育課では、前年度に対し173万9,000円減の4億6,716万1,000円が計上されています。

減額の主な要因は、幼稚園管理運営事業の減などによるものです。

学校教育については、教育現場に精通した指導主事を配置し、ICT機器を活用した効果的・効率的な事業を推進していくとともに、「気になる児童・生徒」に対して支援員を配置し、きめ細かな指導を行うとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。小学校教育振興事業の増額及び新学習指導要領の改正点は何かとの質疑に対し、教科書等の購入費増と主な改正点は、知識及び技能並びに思考力、判断力、人間性などを重点目標として、全ての教科書において構成がなされているとの答弁がありました。

生涯学習課では、前年度に対し8億9,440万7,000円減の6億4,944万1,000円が計上がされています。

減額の主な要因は、総合コミュニティセンター整備事業などの減によるものです。

演能会やトップアスリート誘致事業などを引き続き開催し、佐敷東の城跡調査検討委員会の設立や町誌のダイジェスト版を刊行するとともに、芦北町総合コミュニティセンターオープンに向けた整備を進めていくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。町民総合センター改修設計業務委託の改修箇所及び築年数はとの質疑に対し、改修箇所は空調・電気・天井・外壁・屋根などが想定され築23年目であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は、討論もなく、当委員会にかかります議案第3号「令和2年度芦北町一般会計予算」については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算」について申し上げます。

事業勘定については、前年度に対し6,500万円減の29億3,200万円が計上されています。

直診勘定については、前年度に対し200万円減の2,200万円が計上されています。

主な質疑について申し上げます。全体的な予算減額の理由はとの質疑に対し、被保険者数の減であるとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第4号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「令和2年度芦北町介護保険事業特別会計予算」について申し上げます。

前年度に対し600万円減の23億1,200万円が計上されています。

第7期芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、引き続き地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業の取組と在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援対策に取り組んでいくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。居宅介護サービス及び地域密着型介護サービス

などの状況はどのようになっているかとの質疑に対し、居宅介護や地域密着型介護は増加傾向で介護予防サービスは減少傾向であるとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第5号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算」について申し上げます。

前年度に対し300万円増の2,900万円が計上されています。

主な質疑について申し上げます。滞納者の現状はとの質疑に対し、連帯保証人も含め、文書や電話で催告しており、滞納額は年々減少しているとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第9号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算」について申し上げます。

前年度に対し2,500万円増の3億800万円が計上されています。

令和2年度も疾病の早期発見と重症化の防止に努め、医療費の適正化を図るとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。保険料の改定はどのようになっているかとの質疑に対し、運営主体は熊本県広域連合になるが、1人当たりの医療費が増えているため、今回、均等割及び所得割の保険料率の改定が8年ぶりに行われるとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第10号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「芦北町学校教育施設整備基金条例の制定について」を申し上げます。

本案は、旧小中学校を民間業者へ有償貸与するに当たり、文部科学省通知に基づき、国庫納付を必要とせず財産処分の承認を受けるため、本町が設置する学校教育施設の整備に要する経費に充てることを目的とした基金を設置する必要があるため制定するものであるとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。本条例の制定はなぜこの時期かとの質疑に対し、旧計石小学校の2階部分が令和元年12月から有償貸付けになり、国の有償貸付承認後1年以内に基金を積み立てなければならないためとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第13号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。藤井君。

○1番（藤井公輔君） 総務常任委員長の報告につきまして、質疑を申し上げます。

議案第12号の審議について、影響力の行使と疑われるのは芦北町議会議員及び団体役員と認識している旨の答弁があったと報告されましたが、総務常任委員会において、その議員の氏名及び団体役員の氏名は明らかにされたのか。明らかにされたのであれば、この議会において公表していただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 白坂総務常任委員長。

○総務常任委員長（白坂康浩君） 藤井議員の質問にお答えします。

当該個人及び団体名の名称は公表できるかとの質疑があり、この条例は個人、団体を特定する目的ではないため公表は差し控えていただきたいとの執行部からの答弁がっております。また、制定に至る経緯については、不当要求行為と思われる案件が発生したことを受けて制定するとの答弁がありました。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 総務常任委員長への質疑をいたします。

議案第12号、芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について、この条例の中に機関誌及び図書等の購入を明記していることは、日本国憲法に照らして問題があると考えます。憲法19条で思想及び良心の自由はこれを犯してはならない。これは要するに、誰がどんな考え方をもち、どんな価値観を持つことも自由で、誰に邪魔されることもないということです。憲法21条1項では、集会、結社及び言論、出版、その他一切の表現の自由はこれを保障する。これは要するに、新聞や本など一切の表現の自由が保障されているということです。2項では、検閲はこれをしてはならない。通信の秘密はこれを犯してはならない。これは要するに、国はこれら発行されようとしている本や新聞やテレビ番組などチェックして取り締まることを一切してはならないということです。憲法23条では、学問の自由はこれを保障する。これは要するに、職員が何をどう学び、研究するのも個人の自由ということです。したがって、機関誌及び図書等の購入は日本国憲法で保障されています。この条例の目的及び定義の1条から9条までの全条文中、「機関誌及び図書等の購入」の部分を除けば、当たり前のことが記載されており、条例化することも

理解できます。

そこで、総務常任委員長にお聞きします。この条例に明記されている「機関誌及び図書等」とは各種新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、熊本日日新聞、聖教新聞、新聞赤旗、公明新聞、自由民主、日本農業新聞を含むのか含まないのか、端的にお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 白坂総務常任委員長。

○総務常任委員長（白坂康浩君） 坂本議員の質問にお答えします。

どのようなものを機関誌と解釈するかなどの審議はしておりませんが、委員長報告の繰り返しになりますが、社会的相当性を逸脱した手段を使った機関誌及び図書の購入とは、一方的に機関誌などを送り付け、後日請求書を送付し機関誌の代金などを支払うよう要求する行為などを想定しているとの答弁がありましたので、各種新聞等においては含まないと理解しております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 前段が長くて最後のほうがちょっと聞き取りにくかったんですけど、新聞等は含まないと理解しているとおっしゃられましたか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂総務常任委員長。

○総務常任委員長（白坂康浩君） 再度申しますが、各種新聞等は含まないと理解しております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 各種新聞は含まないということで安心をいたしました。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号から議案第13号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、議案第3号、令和2年度芦北町一般会計予算について、討論はありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 議案第3号、令和2年度芦北町一般会計予算に対し、反対の立場から討論を行います。

当初予算は、保育所等副食費助成事業、子ども医療費助成制度、不妊治療費助成事業、地域優良賃貸住宅建設事業などが予算化しており、全体としては限られた財源で町民要求を具体化してであると評価できます。しかし、町交際費は町長の政治姿勢に関わる問題であり、昨年度に引き続き300万円を計上してあります。毎年減

額できると提案して反対してきましたが、改善が見られません。

令和元年度決算で町交際費 300 万円は執行額 286 万 4,251 円のうち、特産品の支出額は 153 万 7,234 円です。支出の件数の合計が 671 件中、特産品の件数は 497 件です。お分かりのように支出件数の合計に対し特産品の件数が多数を占めます。特産品として支出しているのは公人である町長及び町長代理職員が公的な訪問者や公的な訪問先への税金を使つての土産品であります。公的訪問者や公的訪問先である以上、詳細に公表できないような訪問者、訪問先は公金の支出先として、社会通念上認められません。一定の基準を設け見直すべきです。こうすることで特産品の支出額が減り、町交際費は減額できます。確かに、当初予算には町民要求を反映した新規事業や引き続き事業があり評価できますが、芦北町一般会計予算全体の賛否を問われるために、町交際費が昨年度と同額の 300 万円が計上されており、やむを得ず反対せざるを得ません。

以上の理由で議案第 3 号、令和 2 年度芦北町一般会計予算に反対です。討論を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。元山君。

○10番（元山秀志君） 賛成の立場で討論を行います。

まず、坂本議員は毎年町交際費を理由に一般会計予算に対して反対をしておりますけれども、修正動議を行わない限り、反対討論でも発言された評価する予算を含めて、全てにおいて反対とされてるということを認識されるよう指摘しておきます。

坂本議員が予算に反対する理由としてあげられた町交際費につきましては、総務常任委員会、総務課に係る審査の中で質疑を行いました。質疑の内容は予算額の根拠並びに費用対効果についてであります。答弁で、令和元年度実績見込み 96% を根底に令和 2 年度の予算 300 万円を計上していること。費用対効果につきましても、公益に資する町の発展に役立つよう、そして公的な活動を円滑に遂行すべく有効に活用している。また、町内外に芦北町の特産品の魅力が伝わる効果としては十分に役割を果たしているものと考えているという答弁がありました。

私も坂本議員おっしゃられたように、主に特産品になっております。特産品を町長若しくは町の代表として職員が訪問する際、また来町される方々にお送りする、またお土産として持って行くということは、まず地元産業の育成にもつながっておりますし、特産品の PR、十分に PR 効果があるものというふうに判断しておりますので、原案に賛成であります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議がありますので、起立によって採決します。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮尾秀行君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

日程第2、議案第4号、令和2年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第5号、令和2年度芦北町介護保険事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第6号、令和2年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第7号、令和2年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第8号、令和2年度芦北町有温泉事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第9号、令和2年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第10号、令和2年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第11号、令和2年度芦北町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第12号、芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について、討論はありませんか。

まず委員長報告に反対者の発言を許します。藤井君。

○1番（藤井公輔君） 議案第12号、芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定に対し、反対の立場から討論を行います。

先ほどの総務常任委員長の質疑におきまして、影響力の行使と疑われる芦北町議会議員の氏名や団体役員の氏名は総務常任委員会において明らかにされなかったと報告がありましたが、議員の氏名が明らかにされなかったということは、芦北町議会全議員が疑われてしまう、その対象になってしまうということになります。また、氏名を公表されなかった状況下では、総務常任委員会において事実確認ができていないと思われます。しかし、総務常任委員長の報告では、特定の事業者等が有利な

取扱いを受けるよう要求する不当と思われる行為があったとの答弁があったと断言されています。言いきっておられます。また報告書3ページの下から3行目、「なお、具体例の説明において、その地位を利用し影響力の行使を疑われるのは、芦北町議会議員及び団体役員と認識している旨の答弁」とありますが、これも片方が勝手に疑い、勝手に認識しているだけにすぎません。これは一方的な主張であり、本来であれば不相当と思われる行為を受けたという職員本人を総務常任委員会に呼んで、直接本人から事情聴取を行い、そこで名前が挙がった議員に対し、職員同様に事情聴取を行い、双方がその案件について認め、事実として確認が取れた、よって次回このような案件が発生した場合は、町として統一した対応を取り、また条例を制定することで抑止力にもなるという確たる根拠に基づいてこの条例を制定するというのが本来の民主主義的正当な手続ではないのでしょうか。

私は、どの職員に対してもフォローすることはあっても不当な要求や高圧的な態度で圧力をかけたことは一切ありません。この議場ではっきりと申し上げておきます。その結果、私は誰からも事情聴取を受けていませんし、委員会に呼ばれたこともありませんので、私は今回のこの議員に該当しないと認識しております。このように議員同士が疑心暗鬼になるようになっております。いつ、どこで、誰が、誰に対し、どのような行為があったのか、事実確認が取れていない中で、確たる根拠もない信ぴょう性に乏しいということになれば、そもそも職員に対する不相当と思われる行為自体が本当に発生したのかという疑義も生じます。

もし、町民からこの条例制定理由を聞かれたとき、事実確認ができていない不確実な段階で憶測で聞いた話として、ある議員の名前を出し、それを一般の方に吹聴したとなれば、これは大きな問題になります。不確実なこと、事実認定されていない話は、一般論で申し上げますとデマ、嘘、うわさ話ということになります。我々議会議員は当事者双方から事情を聴く権限も、機会も与えられていますが、一般の方が双方から事情を聞くというのはなかなか難しいことです。ということは、一般の方は不確実で事実確認が取れていないデマやうわさ話を鵜呑みにしてしまう危険性があります。「あの議員はそぎゃんこつしたっか。」、「あの議員はもう応援せん。」というふうになりかねません。事実ではないことで名前を出された議員は大きく名誉を棄損されます。不名誉な汚名を着せられてしまいます。そうなれば、その後の議員活動が制約されてしまいます。町民がそういう目で見えるわけですから。それは名前を出された議員に対する誤った一種の社会的制裁となってしまいます。受けなくてもよい社会的制裁を受けてしまうことになります。なぜ、社会的制裁になるのか。それは議員が公人だからです。我々議員は、選挙によって町民の審判を受け、付託を得てこの議場にいます。デマやうわさ話の流布、吹聴は当該議員を冒

流する行為でもあります。議員を冒流するということは、その議員に対し1票を投じていただいた支持者、有権者に対する冒流でもあります。周囲に対し流布、吹聴し、後になってその議員ではなかった、そもそもそういう案件自体の発生を証明できなかったということになれば、吹聴した方はどう説明されるんですか。団体役員の方に対しても同じです。どこの団体か知り得ませんが、その団体には会員がいらっしゃるでしょう。公人ではなくても団体の役員ということですから、それだけ社会的地位のある方だと推察いたします。本条例が賛成多数で可決された場合は、この方は何の意見も述べることはできないままになってしまいます。

御承知のとおり、条例は国の法律の範囲において地方自治体が独自に制定できる取決め、ルールです。条例に違反すれば処罰の対象になります。そのような大事な条例制定についての理由や根拠が曖昧のままで、事実確認がなされていない段階で制定されていいのか疑問に思います。事実確認がされていない状況において、本議案に賛成される議員各位がおられるならば、御自身も疑いをかけられたまま本議案に賛成するということになります。

誤解がないように申し上げますが、私は本条例自体に反対しているわけではございません。本条例を制定する理由の1つが確たる根拠を備えていない、理由として不十分あるということで反対しているのです。この不十分な理由がなければ、制定について反対するものではありません。本条例制定の前に、まず事実確認をするべきだと考えます。

先ほども述べましたが、我々議員は有権者の付託を得て議員活動を行っています。私は当選以来、992名の思いと期待を胸にこれまで議員活動を行ってまいりました。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君、簡潔にお願いします。

○1番（藤井公輔君） はい、もう終わります。

その思いはここにいらっしゃる他の議員各位も同じだと思います。今一度、議員の矜持を持たれ議員各位の良識ある御判断を求めます。

以上の理由から、議案第12号の条例の制定について反対いたします。

○議長（宮尾秀行君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。宮内君。

○5番（宮内道則君） 賛成の立場で申し上げます。

当議案は芦北町職員の公正な職務の執行の確保に関するという条例でございまして、本町の職員が公務をです、執行する上で受ける不当要求並びにそういったです、町政に対する町民の信頼、こういうやつを確立するためのものでございまして、地方自治法上、何ら問題ありません。よって賛成するものでございます。

以上。

○議長（宮尾秀行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議がありますので、起立によって採決します。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮尾秀行君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第13号、芦北町学校教育施設整備基金条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第12 議員派遣の件

○議長（宮尾秀行君） 日程第12「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり、議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について、変更が生ずる場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

—————○—————

第 1 3 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 4 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 6 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第 1 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君） 日程第 1 3 から日程第 1 7 までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 先ほど発議の提出がっております。

お諮りします。ただいま配付しました発議第 1 号は、議会運営委員会への諮問を省略し、直ちに日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり、発議第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第 1 発議第 1 号 町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会設置の決議について

○議長（宮尾秀行君） 追加日程第1、発議第1号、町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会設置の決議についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。草野君。

○15番（草野安道君） 先ほどの議案第12号の審査における総務常任委員長報告において、この条例を制定するきっかけとなったのが、議員による特定業者への便宜の強要が疑われる事例があったとの報告がなされました。これが事実とすれば、私たち議会の一員としても大変ゆゆしき問題であります。議会の最高機関として、芦北町議会基本条例がありますが、政治倫理として自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって住民の疑惑を招くことがないように、政治倫理の確立と自己の研さんに努めるとなっております。これに大きく反するもので、議会全体の信用失墜も甚だしいものがあります。したがって、事実はどうであったのか、まずは事実を解明することが重要であり、そのため本決議を行うものであります。決議内容については、記載の通りです。

終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時05分

再開 午前11時13分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

草野君。

○15番（草野安道君） 先ほど発議について氏名を公表しておりませんでしたので、

ここで氏名を公表いたします。提出者、芦北町議会議員、草野安道、賛成者、芦北町議会議員、寺本修一、賛成者、芦北町議会議員、岡部恵美子、賛成者、芦北町議会議員、元山秀志、賛成者、芦北町議会議員、白坂康浩、賛成者、芦北町議会議員、古村逸男、賛成者、芦北町議会議員、坂本登、賛成者、芦北町議会議員、宮内道則、賛成者、芦北町議会議員、林田耀宏、賛成者、芦北町議会議員、川尻成美、賛成者、芦北町議会議員、平松洋一、賛成者、芦北町議会議員、寺本順一、賛成者、芦北町議会議員、前田徹一。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 先ほどの休憩中に、町議会議員による町工事等への不当介入に関する調査特別委員会が開催され、委員長、副委員長が互選されましたので、報告します。

委員長に寺本修一君、副委員長に平松洋一君です。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） これで本日の日程は全て。

○４番（坂本 登君） 議長、議事進行をお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○４番（坂本 登君） 本日冒頭に議長から昨日の私の一般質問についてお話がありました。その内容を聞いていますと、私の前段が長すぎて時間、何か気を付けるようにみたいな内容だったので、ちょっと遺憾に思います。私の３０分の時間は、それはそれで何も言うことありません。しかし、国会の最高機関の予算委員会でも議長は、また委員長は取り計らいで、「時間が来ております。質問をまとめてしてください。」等で答弁を求めます。昨日のやり方はそれがなく、もういきなり議会自体を閉じてしまいました。こんなのは前代未聞で、傍聴者の方もたくさん来ておられまして、芦北町議会の汚点というふうになる恐れがあります。だから、要らぬ噂も流れないように、この昨日の件について、議会運営委員会で協議していただいて報告していただくようお願いを申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） 議会運営委員会は開催しなくてもいいと思います。というのが、私も一言言います。坂本議員の質問の終わりがてらですね、残り１０秒、１５秒ぐらいになったとき、坂本議員もずっと時計を見ておられました。私も見ておりました。そのとき、坂本議員自体が１０秒、１５秒ぐらいのときにここで質問がありますと言われましたけれども、その後ずっと長くまた前段を話をされました。だから私は質問を、会議を閉じたわけです。というのは、それが終わってから、また話してください。執行部も答える要素がありませんでしたので、そのような行動をしたわけです。ですから、今後また円滑にいくように努めていきますので、それで

了承していただければと思います。

坂本君。

○4番（坂本 登君） やっぱりですね、問題はあのときに執行部に今ので答弁はできますかと、いや、質問がよく分からないので今のは答弁はちょっとできませんというところまで持って行けば、私も納得したんです。それをしなかったことについて、何か議会運営委員会にかけないなら、ここで答弁を求めなかったことについて何か一言言ってくださいよ。

○議長（宮尾秀行君） 今後、円滑にいくように対応しますので、これで終わりたいと思います。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

—————○—————

閉会 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員